

◎議 事 日 程（第2号）

平成28年6月3日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（19名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
6番	高松幸雄君	7番	山岡幹雄君
8番	大野則男君	9番	加藤敏彦君
10番	真野和久君	11番	河合克平君
12番	島田浩君	13番	杉村義仁君
14番	鬼頭勝治君	15番	鷺野聡明君
16番	八木一君	17番	石崎たか子君
18番	堀田清君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君		

◎欠 席 議 員（1名）

5番 竹村仁司君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永貴章君	副 市 長	鈴木睦君
教 育 長	加藤良邦君	会計管理者兼 会 計 室 長	村津友章君
総 務 部 長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教 育 部 長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐藤敏彦 議事課長 加納敏夫

書 記 服 部 芳 樹

書 記 服 部 陽 介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。まず、5番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の15番・鷺野聡明議員の質問を許します。

鷺野聡明議員。

○15番（鷺野聡明君）

おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に基づきまして3点の質問をいたします。

大項目1、愛西市「子供議会」の開催を、大項目2、全市街路灯LED化計画は、大項目3、使用料見直しパブコメの結果分析はであります。

大項目1の小項目1、感性豊かな子供の意見を施策に生かす「子供議会」をであります。

愛西市自治基本条例が平成27年4月1日から施行されました。その中の第3章第19条には、満20歳未満の青少年は年齢に合わせて、まちづくりに参加することができますとあり、市は青少年等がまちづくりに参加する権利を保障しますとあります。

全国的にも多くの市町村で子供議会が開催されていると聞いております。本年の2月2日、議会運営委員会での視察先、京都府亀岡市においても実施されていた。感性豊かな将来を担う若い世代の声を、子供議会の開催で市政の施策に反映できれば、より魅力あるまちづくりに役立つのではないかと。また、子供議会は議会をもっと身近に感じ、多くの市民の皆さんに議会に来ていただく取り組みの一つとして、そして愛西市の未来を担う子供たちに、市政に対する質問や提案をしてもらうこと等を通じて地方自治体の運営の仕組みを体験的に理解し、政治への関心を深めてもらうことは大変意義のあることと感ずるが、市の方針について尋ねます。

続いて小項目2、選挙権年齢18歳以上へ改定に伴う選挙啓発事業の工夫はであります。

総務省は、選挙権年齢が18歳以上になりましたと強くアピールしてみえます。私たちの声を私たちの将来に、将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために引き下げられます。新有権者は全国で240万人と聞いていますが、愛西市はどれほどの人数かお尋ねします。また、投票所等設置基準の見直しがあったと聞いているが、当市の方針はどうか。選挙権年齢18歳以上へ改定に伴う啓発事業の工夫は考えているのか尋ねます。

次に大項目2、全市街路灯LED化計画は。

小項目1、全市街路灯LED化計画の概要とスケジュールを。

LED照明は一般的に省エネで長寿命と認識されており、時代に即した対応であると感じる。全市街路灯LED化計画の概要と費用対効果、スケジュール等について尋ねる。

小項目2、街路灯LED化計画に伴う総事業費と補助率は。

街路灯LED化計画の総事業費（設備費、工事費）と国庫補助率等について尋ねる。また、リースでの設備導入と聞いているが、その理由とリース期間、メンテナンス等について尋ねたい。

次に大項目3、使用料見直しパブコメの結果分析はについて。

小項目1、公共施設の使用料見直しに対する市民意見募集結果は。

昨年12月4日からことしの1月4日までの間に行われた愛西市使用料の見直し方針（案）に対する市民意見募集結果について拝見いたしました。要旨別分類として43の意見、要望等があり、それぞれの要旨ごとに市の回答がされています。何回も繰り返し読ませていただきました。

小中学生と高齢化の団体には、経過措置として3年間5割減額の取り扱いを追加と見直された。しかし、3月議会以降においても、スポーツ少年団の各クラブ、リーダーや保護者の皆さん、そして高齢者による各グラウンドゴルフクラブ会員の多くの市民から、かなり強い反発が私のところには届いているが、この現状をどのように感じ取られているのか、見解について尋ねる。また43項目の意見、要望が出されているが、それぞれの要旨別人数の結果分析はどのようになっているのか。各スポーツ施設の運営見直しにより経費削減となる指定管理に見直すべきではないか、方針について尋ねる。

小項目2、使用料見直しパブリックコメントの結果分析が、財政健全化や修繕へのヒントがあるのでは。

要旨ナンバー41番の巡回バス料金は近隣全市（津島市、あま市、弥富市、稲沢市）が全て有料なのに、なぜ無料なのか。施設使用料有料化への愛西市の方針と矛盾していないのか。

要旨ナンバー35、スポーツ施設は経費削減となる管理方法にすべきではないか。この手法は市民から具体的に提案（パブコメ）されているのではないか。

ナンバー35の市の回答で、さまざまな検討とは何を指すのか。逃げの回答でないか。不信感が募る。

これらは市民から直接聞いた声だ。指定管理者の運用を見直し、1億4,900万円を数%でも減額できないものか尋ねます。

スポーツ施設の洋式トイレについて。

佐織、立田グラウンドはあるが、金棒グラウンドや佐屋スポーツセンターは和式トイレのみである。高齢者が使用するには難点があるため改善できないものか。

施設利用検討会の席上で出されたスポーツセンターのネットのすき間がある問題など、改善がいろいろ実行されていないのはなぜか尋ねます。以上、よろしく願いいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

まず私から子供議会についてお答えをさせていただきます。

次世代を担う若者がまちづくりに参画していただくことは大変意義があると捉えています。昨年度に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、市内及び津島市内の高校3年生を対象にアンケート調査を行い、調査結果を計画策定の基礎資料とさせていただきます。子供議会の開催につきましても、次世代を担う若者がまちづくりに参画していただくための一つの手法として取り入れるべく、亀岡市議会において市制60周年記念事業として実施された内容を含め、先進地事例を調査・研究してまいります。以上でございます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは私のほうからは順に答弁をさせていただきます。

最初に、新しい有権者とはということに対して答弁させていただきます。

ことし新成人になられた方で、愛西市に住民登録をされている方の人数は約700人でした。また、18歳・19歳の新有権者の方についても平成28年5月1日現在でそれぞれ700人ほどおられます。合計で約1,400人の方が新有権者になるものと考えております。

続きまして、投票所等の設置基準の関係でございます。

現在は地区で定められた投票区において、指定された施設での投票となっております。ことし6月施行の改正公職選挙法におきまして、駅やスーパー、学校等多くの人が利用できる施設内に共通投票所が設置できるようになりました。この共通投票所の設置に当たって、一人の有権者に誤って二票を投じてしまう二重投票を防ぐために、市内の全投票所と通信回線で結ぶシステム構築が必要となってまいります。改正に伴う当市の方針といたしましては、今回の改正が6月の施行であり、ことしの参議院議員の選挙までにシステムの構築をするには期間が短く、県内のほとんどの市町村が共通投票所の設置について慎重になっていることもあり、今回の参議院議員の選挙でも、共通投票所を設置することについては見送る予定でおります。

続きまして、選挙年齢18歳以上の改定に伴う啓発事業はということでございますが、市内の公共施設にPRポスターやリーフレットを設置し、また市内の高校で行われる行事に合わせて高校生向けに18歳選挙権のPRポスターを掲載しております。その他、一部の公用車を使用して、車両の側面にPRポスターを掲載しております。また、選挙期間中は啓発活動の一環として、愛知県の選挙管理委員会の広報車が愛知県内を巡回することとなっておりますが、愛西市においては、市内の高等学校近郊へのルートを入れた広報を要望しております。以上であります。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからは、大項目2つ目の全市街路灯LED化計画についてお答えさせていただきます。

防犯灯等のLED化事業につきましては、市内に約7,200灯、そのうち市の管理が800灯、町内管理が約6,400灯でございます。その防犯灯がございすけれども、市内の防犯灯の約2%程度しかLED化されていないのが現状でございます。そこで、平成28・29年度の2カ年で環境に配慮した低炭素社会への寄与、消費電力の削減などを目的に、市及び町内管理の防犯灯約

7,200灯のLED化計画を考えました。効果でございますが、LED化後の電気料金につきましては、試算でございますけれども約60%が削減される予定でございます。また、防災安全課管理の防犯灯だけでなく、土木課管理の道路照明灯（約1,000灯）もそれに組み込むことで、スケールメリットを出していけると考えており、合計8,200灯を対象としております。

この事業につきましては、メンテナンスつきリース方式を用いてLED化事業を実施してまいります。総事業費と補助率につきましては、まず平成28年度にLED化防犯灯導入調査事業を実施します。事業内容は、防犯灯・道路照明灯の位置情報について中部電力との整合を図りながら現地調査を実施しまして、防犯灯・道路照明灯の台帳をデータベース化したいと思っております。事業費につきましては、予算ベースで1,574万7,000円、補助率は上限800万でございますが、10分の10の補助でございます。

次に、平成29年度にその取りかえ工事を行いまして、29年度から39年度にLED防犯灯等のリース事業を実施します。事業費につきましては予算ベースですけれども2億5,621万5,000円、補助率は上限1,500万でございますが、4分の1の補助を利用する予定でございます。リースの理由につきましては、単年度に多額の工事費を支出するのは現実的ではございません。そこで、支出を平準化するために、また国庫補助を活用するため、10年間のメンテナンスつきリース方式を用いてLED化事業を行うこととさせていただきます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

次に、使用料の見直しのパブコメ結果分析についてお答えをさせていただきます。

御質問の中で使用料見直しに対する反対の声があるということでした。市では今回の改正を進めるに当たり、パブリックコメント以外に昨年11月からことしの2月にかけて、各種関係団体に対し説明会も開催をさせていただきました。その団体説明会の中では、反対の意見もありましたが、賛成の意見もいただきました。その一つの例といたしまして、使用料が無料になる場合、施設を使用していない人の税金などを投与していることになると。使用する側が使用料を払うのは正常な運営であるといったものなどです。反対する意見があった一方で、賛成する意見があったのも事実でございます。

このように団体説明会での御意見や、パブリックコメントの結果を踏まえ、市の補助団体などのうち、市内の中学生以下または65歳以上の団体の定期的な活動に対しては、経過措置として3年間、5割減額の取り扱いを追加をさせていただきました。これは青少年の健全育成、また高齢者の健康増進の観点から踏まえたものでございます。また、使用料については、おおむね3年ごとの見直しを検討する考えておりますので、まずはこの方針をお願いをしたいと考えております。

続きましてもう1点、43の意見要望があったということで、その項目別の人数はということ御質問いただきました。こちらにつきましては、今回のパブリックコメントでは、一人の方からいただいた意見には幾つもの項目にわたる御意見も頂戴をしております。その後、意見を精査する段階において、提案件数と同じく分類別の人数把握が実施されていないため、項目別の人数把握はされておりました。

今後実施するパブリックコメントでは、提出案件及び項目別における人数把握を行い、市民の皆様の意見を掌握していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○総務部長（佐藤信男君）**

私のほうからは、巡回バスの料金の関係についてお答えさせていただきます。

今回の使用料見直しパブリックコメントの結果で、巡回バスの有料化の比較意見が出されたようですが、今回のパブリックコメントの趣旨は施設使用料の見直しであり、巡回バスについては市民へのサービス事業と認識しております。

バスの有料化を行った場合、収入に関しては近隣の市町村の状況を見ましても料金は100円から200円のところが多く、運賃収入は事業費の1割から2割程度であります。愛西市でも仮に100円の運賃をいただくとすると、平成26年度の利用者数ベースで計算した場合、実際に有料化した場合の予想経費の1割程度となることが予想されます。その中で高齢者の方などに特例を設けますと、収入はさらに減少する可能性があります。したがって、巡回バスを有料化したとしても、必ずしも市の負担の軽減につながるわけではなく、パブリックコメントの結果分析での比較意見とは異なる結果になってしまいます。以上でございます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

それでは私からは3点御答弁申し上げます。

まず最初でございますけれども、経費削減となる管理方法にすべきではということで、指定管理の運用見直し、数%でも削減できないかということでございます。

御提案いただきました内容につきましては、指定管理期間の5年間の中で、より効果的な業務内容になるように、市と指定管理者との間で施設利用者の意見を鑑み、次回の募集時における業務内容を常に検討させていただいております。

なお、管理人の経費削減、これにつきましては直営時から管理人の常駐要望がございまして、平成23年度のスポーツ施設指定管理者制度導入において、管理人の常駐を取り入れ現在に至っております。そして、直営時におきましては運動場等の管理人の常駐はしておりませんでした。約1億9,400万円の支出となっており、常駐している現状の指定管理料は1億4,900万円でございます。単純に比較させていただいても、常駐の管理体制を敷いても約4,500万円の縮減となっており、指定管理者制度の効果が経費削減につながっていると思われまいます。そして現状の1億4,900万円の指定管理料でございますが、今回の公募が1団体のみであったことから、他団体との指定管理料における比較ができませんでした。これは今後の課題として、より多くの団体から応募してもらえよう募集内容を検討していきたいと考えております。

次に、2点目でございます。

和式トイレのみはなぜかということでございます。

現状、和式トイレのみの施設につきましては、佐屋総合運動場で男女合わせて6基、佐屋スポーツセンターで男女合わせて4基、立田運動場で男女合わせて6基が設置されている状況でございます。洋式トイレは1基も設置されていないのが状況となっております。現在では、佐織総合運動場の男女トイレに1基ずつ、それと八開運動場が1基設置されている状況となつ

ております。

今後、利用状況などを考慮させていただきまして、検討していきたいと思っております。

次に、施設利用検討会での問題点が未実行ということで、これにつきましては愛西市スポーツ施設等運営協議会が出された意見でございます。

まず1点目でございますが、ネットのすき間ということで、これにつきましてはネットの四方を固定してしまいますと、台風や強風が吹いた折にネットが破れてしまうことから、固定しないようにしております。

2点目でございますが、西側に側溝がないため、グラウンド内に雨が入り内部に水がたまるという問題点でございますけれども、スポーツクラブ委員が言われるように、グラウンド内には側溝はございません。勾配が取れていないということから、西側に一時的に雨水がたまり、ぬかるむ状況となっております。今後につきましては、利用状況などを確認しながら検討していきたいと考えております。私からは以上でございます。

### ○15番（鷺野聡明君）

それでは再質問をお願いします。

最初にナンバー1の子供議会の開催をという件でございます。

愛知県尾張旭市の子供議会は、市長を囲む子供会議として年1回開催されております。昨年、知多市制45周年記念事業として「知多市子ども議会」が開催されました。20人の子供議員はすばらしい体験感想文を発表しておられます。また、つくば市や大津市、彦根市子供議会も活発です。

企画政策部では、愛西市自治基本条例を施行されるまで、かなり多くの会議や研修を重ねてこられたので、十分に意義を理解されていることと思っております。第3章第19条には、「満20歳未満の青少年等は年齢に合わせてまちづくりへ参加することができます」とあります。また、「市は青少年等がまちづくりへ参加する権利を保障します」とあります。また、第2条の用語の定義の部分でございますが、「市は」という内容については、市議会及び市長等を言います。市議会及び市長等は、青少年等がまちづくりに参加する権利を保障しますと自治基本条例に明文化されております。まさにこの明文は子供議会のことを指していると考えますが、答弁でこれから調査・研究していくとのことですが、そういった状況ではないのではないかと。早急に実現に向けて決断をしてほしいと思っておりますが、考えを再度お願いいたします。

ナンバー2、全市街路灯LED化計画についてでございます。

LED照明の10年メンテナンスつきリース方式については、もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。LED照明の器具メーカーの保証期間はどれほどでしょうか。

次に佐織地区、佐屋地区のワット数のばらつきが大きいですが、この機会にできるだけ統一できないものか、お尋ねいたします。

3点目、使用料見直しパブコメの結果分析はについてであります。

答弁では施設直営時に管理人の常駐の要望があり、平成23年度のスポーツ施設指定管理者制度導入時に管理人の常駐を取り入れ現在に至っておるとのことですが、これは施設使用料が無

料の前提での管理人常駐の要望ではないか。有料となれば、そこまで常駐を望んでいないのではないか。管理委託運用を見直して、委託料を削減できないか。

指定管理の方法としては、施設利用者の多数意見を尊重し、利用しやすく、またコストも安くなるように市民ニーズを的確に捉え、管理委託契約を双方の合意があれば見直すことができる方式でなければならないと考えますが、現状での5年契約は途中では見直すことができるような契約となっていないのか、お尋ねをいたします。

使用料見直しパブコメの結果分析で、巡回バスの料金についてでございます。

近隣4市（津島市、あま市、弥富市、稲沢市）の巡回バス事業費はそれぞれどれほどになっているのかお尋ねします。また、利用バスは何台ずつとなっているのか。そしてまた、有料運行されている主な理由は何か、わかる範囲でお尋ねいたします。

次に、巡回バスについては市民へのサービス事業と認識しておるとの答弁ですが、愛西市使用料の見直し方針の市民意見募集結果で、40番の意見に対する巡回バスに対する答弁では、有料化にするためにかかる経費等を踏まえて、市として慎重に検討を重ねてまいりたいと市は回答されています。巡回バスに対する方針が変化してきたのか尋ねます。以上、お願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

子供議会の再質問についてお答えをさせていただきます。

愛西市自治基本条例では、青少年等がまちづくりへ参加する権利を保障しますと規定をされております。これは、まちづくりに参加する手法は多種多様であり、地域で開催される行事、会議、環境美化活動など子供自身が生活している地域の伝統や歴史、風土などを理解できる活動や地域の活性化と発展に資する活動に参加するのも一つの手法だというふうに考えております。そのような中で、子供議会の開催も一つの手法であるというふうに捉えております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからは、LED照明の10年メンテナンスつきリースの詳しいことということでございます。

LED照明の10年メンテナンスつきリース方式につきましては、リース会社が10年間のリース期間中、LED照明の設置工事をしたものについて保守と維持管理をしていくものでございます。それと、器具の保証期間はどれくらいかというお尋ねがございます。LED照明器具のメーカー保証期間につきましては、設置するメーカーによっても異なると思っておりますけれども、1年から2年が器具の保証期間となっております。

それから、佐織・佐屋地区のワット数のばらつきがというお尋ねでございます。

防犯灯のワット数につきましては、省エネルギーを考慮しましてLED10ボルトアンペア、20ワット相当というようなことでございますが、それを基本とさせていただく予定です。今年度予算をいただきましたら、現地調査によりまして現状の明るさを維持するために、ところによりましてはLEDの20ボルトアンペアのものも必要に応じて設置することにもなろうかと思っております。以上でございます。

### ○教育部長（石黒貞明君）

私からは、管理委託の運用を見直して委託料を削減できないかということでございますけれども、管理人の常駐につきましてはスポーツ事故や緊急時の対応、施設の開閉作業、申請書の受け付け、電気機材等も対応し、施設利用上の上からも必要であると考えております。今後、その他管理経費削減となれば、施設の統廃合を含め、検討が必要になってくると考えます。

次に、契約の関係でございますけれども、見直すことができるような契約となっていないかということでございますけれども、これまで施設利用者の意見及び要望につきましては、市と指定管理者とで協議を行い、対応してまいりました。今後も一部の意見だけに偏らずに、慎重に協議をしていきたいと考えております。以上です。

### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、巡回バスの近隣4市の事業費と利用バスの台数についてお答えさせていただきます。

まず津島市ですけれども、巡回バスの経費のほうは2,935万5,000円であります。弥富市のほうは9,647万6,000円であります。稲沢市のほうは4,155万7,000円あります。あま市につきましては、まだ試行運転中だということもありまして、経費のほうは出ておりません。

続きまして、利用バスの台数でございます。津島市さんのほうは31人乗りを2台、弥富市さんのほうが27人乗りが3台、59人乗りが2台、稲沢市さんが中型の55人乗りが1台、あと14人乗りが1台、9人乗りが1台、それからあま市さんのほうは24人乗りが3台でございます。

続きまして、有料運行される理由でございますが、各市とも有料化については、受益者負担ということで有料化したと、こんなようなふうと思われる経緯がございます。

続きまして、巡回バスに対する方針が変化してきたかという御質問でございますが、有料化も検討課題の一つとしておりますが、有料化しますと、今以上の資産向上や設備投資等が求められ、運営経費が大きな負担となる恐れがございます。巡回バス検討委員会から提出された提言書にも有料化の意見もございましたが、解決しなければならない制約や課題、問題等も多く当分の間は無料の考えを持っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

### ○15番（鷲野聰明君）

それぞれありがとうございました。

それでは、子供議会の開催について再度質問をいたします。

愛西市自治基本条例は、20人ほどで2年間かけて素案づくりの後、昨年4月1日から施行されました。住みよいまちづくりのために役割を明確にして、市民主権、市民参加型の行政に移行していくことも含まれているのではないかと。

また、新庁舎完成の時期に合わせて組織機構の見直しがされたと理解しております。主管課として企画部、企画課でした。新庁舎というハードウェアは完成されました。今後はソフトウェアの充実を目指していくことが重要かと思えます。新庁舎の中にいる人間が変革していくときです。立派な愛西市自治基本条例が昨年4月に施行され、その後1年間をかけて「広報あいさい」にてしっかりと説明をされてこられました。市民参加の子供議会で多くの声を聞くことや、

多くの市民に新しい議場へ傍聴に来ていただくことなどは本当に大切なことだと感じますが、当局の考えについて再度お尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

議員言われるように、確かに庁舎を新しくさせていただきました。当然、中に働く職員についても意識改革が必要だということは認識をしております。

それと、今の子供議会で子供さんに議場に入らせていただく、これも子供さんにこういった雰囲気を感じていただくことも大事なことだというふうに考えております。その中で先ほど御質問でもありましたが、19条の中でこれからの若者のそういった市政への参画をとということでありましたが、当然そういったことについては条例にもございますとおり、こちらでは推進するような方向で考えたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○15番（鷺野聰明君）

ありがとうございます。若干前へ進みかけてきた答弁かなというふうに思いますが、企画政策部、経営企画課は愛西市の将来を描く最も大切な部、課の一つかと思えます。

例え話で言えば、6万5,000人余りの客船の操縦役でもあります。市長は船長です。企画はアンテナ役で、視界や天候の監視役、レーダー、ソナーの監視等々、あるいは乗員の人数まで掌握していく必要があると思います。10年先、20年先の主役である子供たちの声を子供議会で聞くことは企画政策部の役割でもないか。今の答弁を真摯に受けとめて期待をするわけでございます。子供たちに将来の愛西市に望むものや、考え方を発言できる子供議会という立場・機会を提供することは我々大人の義務ではないかと感ずるが、これについて市長の考えをお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私から御答弁をさせていただきます。

自治基本条例も施行させていただきまして、少しずつではございますが我々行政または、市民の皆様方にこの意味をしっかりと認識をするために、いろいろなイベント等を通じまして機会を設けさせていただいているつもりではございますが、まだまだ浸透していないということが実態だというふうに思っております。

当然議員がおっしゃられる子供議会というもののその中の一つの御提案だというふうに思っておりますけれども、我々のみだけではなく、議員もおっしゃられておりますけれども、市は市議会及び市長等を言いますということでございますので、政治に関心を持っていただくためには、我々のみならず、議員の皆様方のお力も非常に大きなものがあるというふうに考えておりますので、さまざまな部分で皆様方にも御尽力をしていただきながら、我々としても取り組める部分については積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、御理解・御協力をいただきたいというふうに思います。

#### ○15番（鷺野聰明君）

御答弁ありがとうございます。

最後に使用料見直しパブコメの件です。

今回使用料見直しのパブリックコメントが昨年末から実施されました。私、非常にすばらしいなあと思うことは、これまで何回もパブコメを各部・課でやってこられました。今回が一番大きな反響といますか、提出件数ではなかったかなというふうに思います。そんな中で、パブリックコメントというのは、結果分析が非常に大切かと思えますね。今回の結果分析は、若干不十分ではなかったかなという感じがします。やはり、パブコメを出された方が、総人数が何人かということをしちっと掌握するとともに、あるいは要望とか提言、43項目出されたわけですけれども、その1項目1項目の意見提言の後ろに何人の方の意見なのか、43種類の答弁をされていますけど、その意見に対して何人の方が発言・提言されておられるのかというところまで詳細な分析をすることが重要ではないかなと。ただ一つのパブコメをしたということによって一歩前進という考え方もありますけれども、本来のパブコメの考え方ではないのではないかなと。次回からそういうことに注意して対応していただきたいと思えます。

また、使用料等については来年4月の施行ということでございますので、また愛西市は愛西市として多くの市民の声をしっかり聞いて対応していただきたい。私のほうにはそういう声が強いだけかもしれませんが、実際、声が強い。特に私も夜が寝られなかったことがあるんですけども、若いお母さん方がスポ少のクラブに月々2,000円の会費で行っておるけれども、来年4月から7割から8割、あるいは倍くらいになるかもしれん。そんなときは来年の4月からうちの子供はスポ少のクラブをやめさせようかなということを言われました。これは本当にボランティアで子供たちをリードしておる監督さんやマネージャーの方から言われると、せっかくこんなに地域のために頑張っているのに、お母さん方からそんなことを言われるのは本当につらいと。そんな話を私も職員にしたことがありますけれども、職員さんいわく、3年ごとに見直すんだから、その時点で見直せばいいんじゃないですかと言われたんです。だけど、一旦スポ少のクラブが解散してしまったら、そんなのはまた復活すればいいという問題じゃないと思えますので、これは答弁は要りませんが、しっかりと重々考えて高齢者や子供たちのスポーツについては御配慮していただくようお願いしまして、私の一般質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

15番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時00分からいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の9番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

通告に従いまして一般質問を行っていきます。

きょうは、一つには市民と協働のまちづくりについて、一つには平和行政について、お尋ねをいたします。

市民と協働のまちづくりについて、市役所南館の市民スペースについてですが、ことしの2月21日に愛西市の統合庁舎完成式がありました。

事業概要の説明の中に、長年使用してきた旧庁舎である南館は、市民協働の場として市民ラウンジ、情報コーナー及び多くの会議室を備え、北館と一体的な利用を図ることで、より充実した行政サービスの提供に寄与するものでありますと説明されました。また、この統合庁舎の設計の段階での平成23年の庁舎建設プロポーザル、提案の中には、市民協働のための既存棟、既存棟は市民協働スペースとし、情報コーナー、市民協働資料室やラウンジ、市民活動の展示・発表の場、NPOや地域活動団体の支援室、期日前投票など、一時的に利用されるフリーなスペースや市民利用可能な会議室として市役所機能を支える施設としますとのような説明もありました。

市役所南館は市民協働の場として整備されましたが、今後どのように活用していくのか、市民活動支援の場として活用する考えはないのか、市の考えをお尋ねいたします。

次に、2項目めの平和行政についてであります。アメリカ大統領の被爆地広島訪問についてお尋ねをいたします。

5月27日に伊勢志摩サミットを終えたオバマ大統領は、アメリカの現職の大統領として初めて1945年の昭和20年のアメリカの原爆投下で被爆地となった広島市を訪れました。原爆資料館を訪れ、平和公園で原爆碑に献花し、追悼のスピーチを行い、被爆者の方々と言葉を交わしました。

オバマ大統領は、2009年プラハで、核兵器を使用したことのある唯一の核保有国として、合衆国には行動する道義的責任がある。米国は、核兵器のない世界の平和と安全を追求するんだと演説し、ノーベル平和賞を授与されました。

今度は被爆地広島でのスピーチで、私の国のように核を保有する国々は、勇気を持って恐怖の論理から逃れ、核兵器なき世界を追求しなければなりませんと、核兵器のない世界の決意を述べる歴史的な訪問となりました。

オバマ大統領の被爆地広島訪問について、市長としてどのような感想を持たれたか、お尋ねをいたします。

まず、お願いいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

それでは私のほうからは、市役所南館に関する御質問に答弁させていただきます。

市役所南館1階に配置した市民ラウンジと情報コーナーは、北館と文化会館を連携する市民交流、情報発信の場として整備をさせていただきました。

市民ラウンジは自販機コーナーも近くにあり、主に休憩していただくスペースとなります。

情報コーナーは、現在、防火用品の展示やケーブルテレビの視聴、インターネットが使用できる環境を整え、簡単に移動できる机や椅子の配置にしているため、利用の自由度が高いスベ

ースとなっております。市政情報の収集、学習、サークルや同好会などの打ち合わせなどで市民の皆さんに活用していただきたいと考えております。

今後は利用状況を見ながら、より有効な利用方法を見出していきたいと、こんなふうを考えております。

**○市長（日永貴章君）**

それでは私から、広島への訪問について御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

御承知のとおり、伊勢志摩サミット（G7）終了後の平成28年5月27日に、オバマ大統領がアメリカの現職大統領として初めて広島を訪れたことは、一日本国民として率直にうれしく思っております。また、原爆慰霊碑に献花をされ、核のない平和な世界に向け改めて演説をされたことは、意義のあることだと感じました。この訪問によりまして、核のない、戦争のない平和な世界に向け、前進していくことを望むばかりであります。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

それでは、1項目めについて質問を続けていきます。

市民活動の支援の場として、南館1階のスペースを利用するという考えはないでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

市民活動の支援の場としての活用はということですが、市民活動の展示・発表の場として使用することなども考えられますが、基本的に公平かつ適切に使用していただくため、担当課と協議して進めていくものと、こういうふうに解釈をしております。

現時点で、市民活動を支援するセンター等を南館に開設することは考えておりません。

今後、活動について調整が必要となった場合は、関連する担当部署へ御相談していただきたいと、こんなふうと考えております。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

今、総務部長の答弁では、当初は市民活動の場として事業が進められたと思いますけれども、現在では市民協働、市民活動の場としての考えが非常に弱いというふうに思います。

今、この1階の市民スペースですけれども、市民が利用する、そういう規定などはあるでしょうか。どうでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

市民が利用するような規定があるかという御質問でございますが、今現在のところ、市民の方にはいろんな利用機会を多くしていただいて、その結果、そういった規定なり内容を、そういったものを固めていきたいなど、このように考えておりますので、現在のところはそういったものは設けておりません。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

南館1階の市民スペース、それから北館と南館の間の通路など、いろんな利用の仕方があるというのは設計の段階から示されてきたものでありますし、今、部長の答弁で、利用される中で決めていきたいということですが、例えばいつまでにそういうのを決めていきたいとか、それから南館・北館の通路などの利用もいろんな活用の仕方があると思うんですけど、そういう

ものも含めて検討していかれるのか、もうちょっと具体的な答弁がありましたらお願いしたいと思えます。

○総務部長（佐藤信男君）

まだ、現段階におきましては、そういった利用ができるということを多くの市民に知っていただくのがまずは大前提でございますので、そういった時期を得てから今後考えていきたいと、こんなふうに考えております。

○9番（加藤敏彦君）

市民スペースですけれども、利用ができるということを市民に知っていただきたいということですが、利用規定がない中で利用するという場合はどのようにしたら利用ができるのか、具体的に説明ができましたらお願いをしたいと思います。

○総務部長（佐藤信男君）

先ほど答弁をさせていただきましたが、関係する担当部署、そういったところと具体的に協議を進めていただいて、その中で判断していきたいと、このような考えでおります。

○9番（加藤敏彦君）

現在においては、それぞれの担当部署が利用するという形で市民が利用するというところであることを確認させていただきます。

次に、ATMの土・日利用についてお尋ねをいたします。

現在、南館の1階には、これまでのUFJ銀行に加えて、農協のATMも設置されました。しかし、庁舎の改修に伴い、屋外から室内に移動したため、土・日の利用ができなくなりました。

市民からは、せっかくあるのだから、利用できるようにしてほしいという声がありますが、市の見解はいかがでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

現在、市役所のATMの稼働状況は、三菱東京UFJ銀行が開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで、また、あいち海部農業協同組合のほうは開庁日の午前8時45分から午後5時15分までとなっております。

今回は経費的に賄えると、そんな意味も込めまして、庁舎と共有する出入り口を使用する形態を採用しております、庁舎の開庁日、開庁時間に合わせて運営をしております。

土・日に開放した場合ですが、人の目につきにくいことや犯罪の関係、防犯上危険な状況になるおそれもございます。このようなことから、庁舎を適切に管理していく上においても、現状の運営が適切ではないかと、こんなふうに考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

ATMがありますが、土・日は閉庁するというので、土・日が利用できないということで、市民はやっぱり利用できるようにならないかと思うわけではありますが、例えば土・日、閉庁の問題だと、市役所の隣には文化会館があり、この南館の管理委託を文化会館が管理をできるということになれば可能ではないかと思えますし、人目の問題でいきますと、文化会館の利用者

があったり、また防犯カメラという方法もあると思いますが、やろうと思えば対応できると思いますが、どうでしょうか。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

現在、庁舎自体が開庁日の開庁時間に合わせて運営しているということがございますし、建物自体を文化会館の職員の管理下に置いて運営するということには、かなり無理があるのではないかと、このようなふうを考えております。

また、文化会館の職員は本来の会館業務、そちらのほうに専念することもあるため、南館までのほうは管理することは困難であると、こんなふうを考えております。

#### ○9番（加藤敏彦君）

次に、4月から、新年度に伴って市役所の新組織ということと、それから市役所が本庁舎になり、3つあった総合支所が支所となり、窓口業務の状況が変わりました。

そういう中で、市民の声として、新体制になり1カ月、佐織支所に来るたびに多くの方が待つのを目にします。職員が少ないために何十分も待たされる、何とかありませんかという声が寄せられました。

新しい組織になって、市役所や3つの支所の窓口状況はどうなっているのか、また苦情への対応はどうしているのか、お尋ねをいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

佐織支所の問題でございます。

支所への来所状況でございますが、曜日とか時間帯によって集中する場合もございます。来客者の内容によって対応できる職員も限られる場合もございます。佐織支所での対応としましては、3種類の番号札を用意させていただきます。一つはマイナンバーの関係、それから戸籍等の市民課絡み、それから福祉、その3種類の番号札を用意しております。

窓口が混雑し、お待たせすることがございました。ただ、常時混雑しているわけではございません。混雑時には、急いでいる方のほうから、時間がないので急いでほしいというような苦情はいただいたことはございます。

それから、市役所と3支所の窓口の状況でございますが、おっしゃられる4月につきましては、転出・入の異動の時期でありますし、就学援助の申請とか高校の授業料減免の申請、それから軽自動車税の減免申請など、通常月に比べまして申請が多い上に、マイナンバーの交付事務が始まっておりまして、マイナンバーにつきましては対応がお一方しかできません。それに集中した場合につきましては、時間がかかっております。

また、先ほど曜日の関係を言いましたが、週が明けた月曜日には来庁者が多いという傾向にございます。

それで、統合庁舎になって状況の変化はというようなことでございますが、4月のことと昨年を比べまして、これは来客数ではなく申請の件数での比較でございますが、本庁につきましては2割ほど多くなっている。立田につきましては、多少減少しております。八開につきましては、数としては若干ふえておると。佐織につきましては、昨年度、市民課とか福祉の関係

の本課があった関係もありますが、佐織庁舎につきましても、昨年度よりは減っておるということでございます。

それから苦情の対応でございます。立田、八開の支所につきましても、混雑に関する苦情はございませんでした。佐織につきましても、組織や本課から支所業務に変わったということもありまして、対応が難しいので、その担当を分けており、支所内で応援ができるようなふうに進めております。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

では、今の答弁についてお尋ねをいたしますけれども、マイナンバー事務は1人ずつしかできないということで、どのくらい1人に時間がかかるのかという点をお尋ねすると、それから佐織支所につきましても、支所内での応援ができるように進めているということですが、具体的にどのような形でこの応援を進めていかれるのか、また応援ということでは市民協働部というような形で、この本庁からの応援もすることもあるのかどうか、お尋ねをいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

マイナンバーにつきましても、お1人、多少お時間の相違はありますけれども、10分から15分ぐらい要しております。

それから佐織の応援の体制でございますが、これまでもそうございましたけれども、各本課が支所での窓口業務が混雑する予想があるような業務を、来客数が多いというような予想がある場合は、本課のほうから応援する体制ではあります。ただ、この2カ月終わって、そういったことはさせてもらっておりません。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

次に、市民との協働のまちづくりについて、市の考えをお尋ねしたいと思います。

新年度になりまして、市役所の組織の見直しが行われ、市民協働部や市民協働課が設けられました。市民協働課がどんな仕事をするとところか、住民から聞かれてもすぐには説明できないのが現状であります。先日、地元の地区の総代さんからも、市民協働課はどういうところか、聞いてもわかるような説明がなかったとの声も聞かれました。

市民との協働のまちづくりについて、市としてどのように考えておられるのか、また市民協働課はどのような仕事を行うのか、お尋ねをいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

市民協働という意味と申しますか、対応としましては、市の考えとしまして、社会経済情勢が大きく変革しております。地域のほうで抱える課題が行政の力だけでなく、限界がございまして、住みやすく魅力ある市民主体のまちづくりを実現するため、市民と行政の協働によるまちづくりが必要でございます。

市民と協働のまちづくりを推進するに当たりまして、本年4月から取りまとめの窓口となる市民協働課を設置させていただきました。地域のことをよく知っている市民が主役になって考えていただき、問題解決に当たっていただける仕組みづくりを市民協働課のほうで考えていきたいと考えております。

協働のまちづくりにつきましては、市職員が地域のほうへ出向いていくことが重要になると考えます。市内にどのような団体あって、どのような活動を行っているのか、市民活動団体の情報と地域では何が課題となっているのか、どのようなサービスが不足しているのか、そういった情報を整理していくことが肝心だと思っております。

市の職員の協働に対する課題につきましては、市民協働の先進地事例の情報共有ができる体制づくりをするとともに、スキルアップをするために研修や講座に積極的に参加し、研さんを積んでいくことが求められていると考えております。以上です。

#### ○9番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから市民と協働のまちづくりについて、市職員が皆さんのところへ出向いていくことが重要となりますとの答弁がありましたが、市の行政は、今、総代さんの協力を得ながら進められております。

そういう点で、市と理事会や町内の結びつきを強めていくことがポイントだと思いますが、特に、今年度からは3つの総合支所が廃止され、支所になりました。総代さんが市役所まで出向かなければならないことが多くなりました。愛西市は、地理的にも津島市を囲む形でまちが形成されております。市役所へ行くことは、立田や八開、佐織地区にとっては、面倒なことであります。

そこで提案であります、市内の総代さんに、毎年、担当の職員を決め、総代さんからの相談や市役所の用事など、職員でできることをやるようにしたらどうかと考えますが、どうでしょうか。総代さんも毎年かわられる地区もありますし、新人の総代さんにとって、わからないことばかりであります。地域担当の職員がいれば、心強いのではないのでしょうか。市においても、市の状況を知り、市が何をすればいいのかつかんでいく、そして市への信頼をつくっていくことになるのではないのでしょうか。市のお考えはいかがでしょうか。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

先ほども申し上げましたが、市の職員が地域へ出向いて地域の課題等を見きわめるということで、今、御提案のありました地域担当の職員を決めて地域へ出向くということはよいことだと思いますが、一つの手法の一つとさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

今、地域担当を決めて総代さんのところをお邪魔するということに対して、よいことだと、一つの手法だという前向きな答弁をいただきました。

ただ、いつまでも手法にしておいていただくと、絵に描いた餅になりますので、本当にそういうことが可能なのか、また可能ならいつからやるのか、やって必ずうまくいくというか、いけないということも出てきますけれども、非常に愛西市のまちの形としては、そういうことは市と市民が結びついていく上で大きな効果を発揮するのではないかと思いますので、ぜひ実施という形の中で検討をいただきたいと思っております。

次に、市民協働課の仕事についてお尋ねをいたします。

隣の津島市にも市民協働課があります。どのような仕事をしてみえるのか伺ってきました。津島市の市民協働課は職員17人の体制で、その内、正職員が5人、嘱託が9人で、庁内会やコミュニティ活動団体の支援、交通安全、防犯や駐輪場に関する仕事をされて、正職員5人とそれから所属の9人で、今の仕事をされております。それから残りの正職員3人で、市民協働に関する事、市民と行政の協働体制の推進に関する事、NPOなど市民活動団体の支援に関する事を、津島市が新しく整備いたしました生涯学習センター、その中の津島まちづくりセンターで行って見えます。

愛西市の市民協働課では、どのような仕事を行っておられるのか、確認をさせていただきます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

この春の大幅な組織改正によりまして市民協働ができたわけでございまして、その事務分掌規則を改正しております。

読み上げさせていただきます。

市民協働課につきましては、市民参加及び市民協働事業の推進及び啓発に関する事、2つ目にコミュニティに関する事、3つ目に地区行事に関する事、4つ目にNPO団体に関する事、5つ目にふるさと創生に関する事、6つ目に男女共同参画に関する事、7つ目に市総代、自治会及び地縁団体に関する事、8つ目に空き家対策の調整に関する事、以上を規定して、その事務を行っております。

#### ○9番（加藤敏彦君）

今、8項目が市民協働課の仕事として紹介されました。

その中で、NPOに関する事、NPO団体や市民活動団体の支援について、どのように考えられておられるのでしょうか。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

NPO団体に関する事、事務の一つにあります。

NPOそのものの認証、認可というのは愛知県の方でやるものでございますので、そういったものの要望があれば、県へつなぐということもあります。

それと、NPOとかボランティアの団体のやれる業務についてよく把握をして、愛西市政に生かしていくようつないでいくようなフォローをしていきたいと考えています。

#### ○9番（加藤敏彦君）

NPOとか市民団体、市民活動団体の支援ですけれども、津島市の場合は市民協働課がつしま夢まちづくりセンターで3人の職員を配置して、この支援をしているという形になっておりますし、またあま市では、七宝産業会館内にあま市市民活動センターを設置して、そこで支援をしておりますが、特にあま市の場合は市長が市民公募でまちづくり委員会を設けて、市民活動について答申を受けて設置をされてきたという形で、市長の政策として進められてきた経過がありますが、こういうようなことについて愛西市として具体的に考えておられるのかどうか、今後の課題として、それについてお尋ねいたします。

### ○市民協働部長（猪飼 明君）

御紹介にありました津島市とかあま市は、活動センターという施設の中で専門的にやっておられるということは承知しております。

まだ愛西市につきましては、そういった場所につきまして特定するものがございません。ただ、そういった市民協働という仕組みづくりをつくっていく中で、先ほども言いましたように、地域担当の職員を決めるとかという先進地の事例もございますので、市民協働のコーディネーターをつくっておるといったところもございます。そういったことが、今後、早目に検討をしてつくっていききたいというふうに考えております。

### ○9番（加藤敏彦君）

市と市民、また市民団体との関係で、先ほど紹介いたしました市と行政の関係でいけば、市と自治会長なり総代さんを通じて、そういう地域担当の手法が一つどうかということですが、やはり市民のNPOとか市民団体の活動について、やはり市民とともに検討していく、そしてその検討の結果を踏まえて提案し、実施していくという流れではないかと思いますが、一つこれは提案ですけれども、愛西市はまちづくり市民会議があります。まちづくり市民会議は提案の大会で、幾つかの提案をされます。採用されることもあるし、採用されないこともあります。例えばこのまちづくり市民会議に市民協働や市民活動のテーマで市から課題を提案していただいて、まちづくり市民会議から提案していただく、そういうことはどうかというようなふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

### ○市民協働部長（猪飼 明君）

市民会議での活動は古くから提案の大会をやっておられます。市民会議の委員さん皆さんは、それだけのまちづくりの課題を探られてやられておられることでございますので、こちらから提案という形で出すことはいかがなものかと思いますが、委員さんとお話の中でそういったものが課題になると言われれば、委員さんのほうで提案をしていただくという形になると思います。

### ○9番（加藤敏彦君）

先ほど、あま市については市長がまちづくり会議という形で組織を立ち上げ、そこで提案し、このあま市のまちづくりについて毎年提案をしていただき、まちづくりを進めているという形ですが、そういう点で、愛西市のまちづくり市民会議というのが、提案されることと市の行政との関係で非常に結びつきが弱い部分もあるように思いますので、ただ、中には市からの提案について検討していただく部分もあってもいいのではないかとこのように思いますし、そういう形でまたまちづくり市民会議が活性化するのも必要ではないかとこのように思いますので、一度お話をいただきたいとこのように思います。

次には、住民が主人公の福祉のまちづくりをとこのようにお尋ねをいたします。

公共施設の使用料の見直しが市民活動の負担になっております。コミュニティー推進協議会や町内会など、まちづくりを担っている団体の使用料は免除すべきだと考えますが、どうでしょうか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

使用料の設定に当たりましては、使用料の見直しにおける基本的な考え方であります受益者負担の原則に基づいた料金設定をしております。減額・免除の取り扱いにつきましては、その受益者負担の原則の例外といたしまして特例的な措置であり、真にやむを得ない場合に限定をして適用することとしております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

来年4月から新しい公共施設の使用料ということで条例が改正されておりますけれども、使用料の見直しについては、今後どのように変わっていくのでしょうか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

使用料の見直しにつきましては先ほどからもお話が出ていますが、おおむね3年ごとの見直しを行う予定としております。まずは各担当で協議、検討をすることになるというふうに考えております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

部長から説明がありました受益者負担の原則ですが、個人とか法人、団体の利用の場合は理解できるわけですが、これは公共団体や公共的団体が使用する場合にも受益者負担の原則という形で押し通すべきかどうか、非常に疑問を持ちます。公共団体や公共的団体にもこの受益者負担の原則を貫くならば、例えば市役所の中でも、それぞれの部、例えば総務部が管理する施設はそれ以外の部が利用するときには使用料を徴収するとか、教育委員会が管理する施設はそれ以外の部が利用するときには使用料を徴収する、独立採算みたいな、そういう考えが出てきてもおかしくないと思いますが、公共団体や公共的団体が使用する場合には、3月議会にもありましたが、あま市のように免除すべきだと考えますが、再考を求めます。いかがですか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

先ほど施設についての減免というお話でしたが、施設という捉え方ではなくて、そういった団体についての考え方ということで減免をするというような、先ほど言いましたが、真にやむを得ない場合というようなことで整備をしております。

○9番（加藤敏彦君）

団体の施設利用ですが、これについては再考を求めたいと思います。

次に、公共施設の使用料の見直しについて、子供や高齢者団体の使用料の減免、定期的な活動を行う市民団体の軽減を行うことが市民と協働する、市民が主役の福祉のまちづくりを進めることにつながると思います。

答弁でありますように、3年間に限って定期的に使用する高齢者や青少年の団体については5割軽減であるということですが、これについても免除というようなことも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

青少年の健全育成や高齢者の健康増進は、少子・高齢化社会の中で大変重要なことであるという認識はしております。

平成27年12月4日から平成28年1月4日に行いました使用料の見直しについてのパブリックコメントでは、さまざまな御意見を頂戴し、再度協議を重ねた結果、市の補助団体などの内、市内の中学生以下または65歳以上の団体の定期的な活動については、経過措置として3年間5割減額の取り扱いを追加させていただきました。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

公共施設の使用についてですけれども、憲法26条は、義務教育はこれを無償とすると述べておりますが、この精神に立って、今、学校給食を無償にする自治体も生まれております。また、公共施設の使用料についても、この精神での適用を強く望んでまいります。

また高齢者につきましては、アベノミクスの失敗で一層の格差と貧困が拡大しております。高齢者においては、年金が減る中で消費税増税で生活が大変になっております。公共施設の使用料の値上げを行うことは、こういう高齢者の皆さんにとっては大変な負担でありますので、使用料を免除して高齢者を助けていくことが福祉であると思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

それでは次に、平和行政について再質問をさせていただきます。

まず、平和行政につきまして、新年度から組織の見直しで、これまで担当していた社会福祉課から新設された経営企画課にかわったと思っておりますが、愛西市が合併で誕生し、これまでの旧4町村の平和行政を引き継ぎ、充実してまいりました。折り鶴の平和コーナー、平和祈念式、被爆者の健康相談会、平和首長会議の加盟、原爆パネルの購入など、充実を図ってこられました。

これは、一つには社会福祉課が市内の被爆者の支援を行う担当課と、再び被爆者をつくらない、核兵器のない平和な世界をつくるということを被爆者の視点で取り組んできた結果ではないかと思っておりますが、担当が経営企画課にかわりましたが、被爆者の視点に立った非核平和行政の推進は大丈夫か、まず確認をさせていただきます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

この4月から組織は変わりましたが、事務の担当がかわっておりますけれども、従来どおり、考え方は同じくして平和行政についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○9番（加藤敏彦君）

では、引き続き被爆者の視点に立った、そして市民の視点に立った平和行政を進めていただきたいということをお願いしてまいります。

次に、核兵器のない世界の実現のためということ、オバマ大統領は、広島のスピーチで、私が生きている間にこの目的は達成できないかもしれません。しかし、その可能性を追い求めていきたいと思っておりますと述べられました。また、安倍首相も、核兵器のない世界を必ず実現する。その道のりがいかに長く、いかに困難なものであろうとも、絶え間なく努力を積み重ねていくことが、今を生きる私たちの責任でありますと、広島演説で述べられました。

今、被爆者の方々は、再び被爆者をつくるなと訴え続けてこられました。ことしは、国連に提出する広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名を呼びかけられております。国連で

は、核軍縮に関する作業部会が設けられ、核禁止のための法的措置、すなわち核兵器禁止条約の制定についての交渉を2017年に開始することを提案しておりますが、アメリカの核の傘のもとにある日本や、北大西洋条約機構諸国などは、この提案に真っ向から反対の立場であります。安全保障を重視し、徐々に核兵器を減らす、究極廃絶ですが、進歩的アプローチを提唱しているような状況であります。核兵器廃絶のためには、核兵器禁止条約の制定が必要であります。核保有国は核兵器によって平和を守る核抑止力論に立ち、日本政府もアメリカの核抑止力に頼って平和を守る核抑止力論に立っております。

このような状況の中で、被爆者は再び被爆者をつくるなど訴え続けておられました。こういう状況を打破していくために、やはり被爆国である日本から核兵器廃絶の声を絶やさず広げていくことが大切であると考えます。

今、被爆者の方、被爆団体が、毎年自治体を訪問される被爆者行脚を行われております。愛西市にも訪問され、要請をされておりますが、その一つに小・中学校で被爆の体験を聞く機会をつくってくださいという要望があります。隣の津島市では、昨年から毎年2つの小学校で被爆者の体験を聞く会の取り組みが始められました。愛西市では、中学生は非核平和広島派遣事業が行われておりますが、小学校ではありません。このような取り組みを行っていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

愛西市は、合併直後の平成17年9月に戦後60周年を迎え、原爆による被爆体験が風化されつつある中で、核兵器の脅威と人類の恒久平和を願って、非核平和都市を宣言しております。

さらに、戦争で亡くなられた方への畏敬の念及び平和のとうとさ、恒久平和の意思表示をするために、平成24年から毎年8月に平和祈念式をとり行い、多くの方に御参加をいただいております。

平和祈念式では、非核平和広島派遣事業に参加した生徒による非核平和広島派遣に係る作文の発表ですとか、戦争を体験されました方の講話を行っております。

このたびの小学生を対象とした被爆者の体験を聞く機会を設けることに関しましては、現在は考えておりません。

引き続き、中学生を対象にした非核平和広島派遣事業などで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

戦後71年がたちまして、被爆体験者や戦争体験者の方々の高齢化が進んでおります。次世代の人たちに戦争の悲惨な体験を引き継ぐためにも、できるだけ小学生にも聞いてもらえる機会を設けてほしいと考えますが、どうでしょうか。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

被爆体験者や戦争体験者の方々の高齢化が進んでいることは認識をしております。

ただ、現時点で、小学校までの対象というふうには考えてはおりません。

毎年行われております平和祈念式の中で、戦争体験者の方の講話を聞いていただくプログラ

ムを用意しておりますので、小学生の方にもぜひ参加していただければ幸いですというふうに考えております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

毎年、平和祈念式が行われるようになりました。これは、佐屋の親水公園で行われるわけですが、市内の小学生が自分で参加してくることはなかなか難しいことだと思います。

津島市では、学校教育課が被爆者団体であるああいう会に派遣について確認をし、また学校に対して受け入れについて確認し、どちらも可能であるということでスタートいたしました。毎年、2つの小学校で被爆者を招いて、体験を聞く授業が始まったわけですが、予算はゼロであります。市も予算が要らない中で、まさにボランティアで行われております。

被爆者の体験を聞くことについて教育委員会に諮って、小学校での受け入れについて検討するというのを、ぜひ愛西市でも一度諮っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策部長（山内幸夫君）

こちらから、教育委員会のほうへは協議をしたいというふうに考えております。

○9番（加藤敏彦君）

ぜひ諮っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

最後にお尋ねいたしますが、ことしはアメリカの現職のオバマ大統領が被爆地を訪問されました。これは、日本の国民も訪問を大歓迎し、またオバマ大統領自身も、行ってよかったとの感想が報道されております。日永市長自身は被爆地、広島や長崎を訪問される考えはあるのか、最後にお尋ねをいたします。

○市長（日永貴章君）

市長就任前には広島へ訪問したことがございますが、市長に就任してからは残念ながら日程調整がつかず、一度も訪問はしておりませんが、今後、日程が調整がつくようであれば、ぜひ訪問したいというふうに考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

それでは、9番議員の質問を終わります。

それでは、ここで昼休憩としたいと思います。再開を1時半とします。よろしく願い申し上げます。

午前11時49分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

質問順位3番の8番・大野則男議員の質問を許します。

大野議員。

○8番（大野則男君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。本来ならば、今回は副議長の重責を担わせていただいております、質問を控えるべきと、いつ決

まったか知りませんが、今まではあったようですが、私は私らしく、常に疑問を抱いたことを質問させていただくことをお許しいただきまして、質問をさせていただきます。

それでは、通告のところから、大項目1といたしまして施設利用についてですが、午前中の加藤議員からもお話がありました。本庁も新しくなり、いろいろな意味で市民の皆さんも期待をされているところと思うところがございますが、私も既存棟の1階の活用が気になって仕方ありません。庁舎に来たときにいつも気にして見ていますが、活用がまだまだできていない気がいたします。市としてどのようなお考えか、再度お尋ねをさせていただきたいと思います。

そして、もう1つ、増築棟の窓口業務です。窓口業務の対応についてお話をするわけではなく、1階は特に職員の皆さんが相対で机の配列をされておられます。せめて2列ぐらい市民の皆さんのほうを見た配列ができないものか、市民の皆さんのほうを常に見る作業は当たり前の気がいたしますが、いかがでしょうか。

それと、もう1つ、総合受付、この位置も非常に気になりますので、そこら辺のところもお尋ねをいたしたいと思います。

そして、本年度、支所整備される中で、本庁も含め、雨水利用設置を推進すべきと思いますが、いかがでしょうか。支所整備に対するコンセプト、ただの支所機能だけの整備でお考えか、お尋ねをしたいと思います。

続いて、ふるさと納税ですが、今現在の取り組みです。今現在の状況、それともう1つ、今企業版ふるさと納税がスタートされようとしております。内容等々をお尋ねいたしたいと思います。

そして、大項目3つ目で、食の教育です。

ユネスコに登録された日本食が子供たちには縁遠くなりつつある和食離れ、食育の重さは重く、給食の時間はどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

そこで、給食での食は教材です。義務教育はこれを無償とする、憲法26条でも言っております。両親の離婚や突然の病気、ネグレクトなどなど、小・中学生の学びの土台が公平に保障されなければならないことは言うまでもありません。その観点からいっても給食費無償も選択ではないのかなあとしますので、議論を深めたいと思います。

そして、その他として、その後どうなった、若者会議、近々の課題でもあります。選挙権の引き下げ対策と行政への関心を高める活動で、大切です。再度お尋ねをしたいと思います。

続いて、防災。

今回、熊本においては甚大な災害がありました。愛西市、日永市長におかれても、いち早く物資も提供されておられます。そんな意味で、熊本をどう学んでいかれるのか。そして、阪神・淡路、東北、それぞれ学ぶべきことがあると思いますが、いかがでしょうか。

そんな中、市としても、愛西バージョンで防災特区の位置づけをされて、優先順位を決めて積極的な防災活動をする考えを持ってないか、お尋ねをしたいと思います。

最後に、女性消防クラブです。

これも3月定例会でも取り上げさせていただきました。女性消防士を含めて3カ月間取り組

みをされたと思いますので、御質問をさせていただきたいと思います。

以上で総括の質問を終わりとし、再質問で議論をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうから順次御答弁をさせていただきます。

まず1点目、既存棟の活用に関する御答弁をさせていただきます。

市役所の南館のほうは、1階に市民ラウンジ、それから情報コーナーを整備させていただきました。こういったスペースは、今後も市の事業計画などの情報を集約し、積極的に情報発信できる環境づくりに努め、皆さんに利用していただける空間にしていきたいと、こういうように考えております。

また、市民の皆さんへの情報提供が必要と思われまますので、今回、広報7月号に南館1階の利用案内を掲載する予定をしております。

続きまして、2点目の窓口対応に関して御答弁させていただきます。

市役所の窓口などにおいて、職員の対応次第で市役所のイメージは大きく変わってしまうことは当然だと考えております。これまでも職員の接遇改善に努めてまいりました。

窓口に来られた方にいち早く気づき、対応するため、窓口側を職員が向くようにと机を配置することは有効な手段であるとは考えられております。しかしながら、今回の統合庁舎建設改修事業において、市民の方が多く利用される窓口部門を低層階に配置する方針としており、限られたスペースに窓口担当課、職員を効率よく配置する必要があったため、システムデスクを採用しております。この机は構造上一体となっておりますので、一部を分割して職員が窓口を向くような配置にすることはできません。

このようなことから、机の配置を変更することは困難でありますので、例えばカウンターで窓口対応をしている職員がお客さんに気づけば、手のすいている職員に声をかけ、対応してもらおう、また通りかかった職員が気づけば声がけをして窓口へ案内するなど、積極的に来庁者へ声がけできるような、そんな職員の接遇に対する意識づくりを徹底して行っていきたいと、こういうように考えております。

今後も、窓口担当課だけでなく、総合受付も含め、適切な市民対応ができるように心がけたいと、こんなようなふうに考えています。

続きまして、雨水利用施設設置に関する御質問に御答弁させていただきます。

雨水の利用用途としては、トイレ洗浄水、散水用水、清掃用水のほか、災害時の雑用水などが上げられます。また、省エネルギー化に貢献し、維持管理費の削減、節水の意識を高める効果も期待できます。このように、雨水の利用にはさまざまな形態、効果があることから、戸建て住宅を初め、大規模な民間・公共施設でも数多く採用されており、それに伴う設備も簡易なものから複雑な構造を有する大規模な設備までさまざまであります。特に、トイレ洗浄水は建物全体の水使用料の中で最も多くを占め、雨水を利用することで大幅に維持管理費を削減することができます。

しかしながら、トイレ洗浄水として雨水を活用するには、雨水貯水槽のほか、ろ過装置や薬品注入設備、配管設備など、大規模な改修が必要になり、改修費用も多額になります。また、設備には必ず保守費用が発生するため、多額の負担となるおそれもあります。

今後、本市では各施設の用途、規模、雨水の利用用途、その用途に必要な水質のレベル、また費用対効果などを総合的に考慮しなければならないと考えております。

続きまして、4点目でございます。支所整備でのコンセプトについてお答えさせていただきます。

今回の支所整備は、平成26年7月に策定した支所整備基本計画に沿って整備を進めております。本計画では、庁舎検討委員会での答申を尊重し、また出張所整備検討書の検討結果を踏まえ、基本条件の中で建物の老朽化、ライフサイクルコスト、既存施設の用途変更に対する関係法規制などといった検討項目を評価し、支所を整備する方針を決定しています。基本的には支所整備経費を抑制するため、執務スペース、会議室や倉庫、トイレ等の附属スペース、玄関や廊下等のいわゆる交通スペースといった支所機能を中心に最小限整備し、必要となる耐震改修、設備の更新を行う計画としております。

続きまして、ふるさと納税の現状についてお話をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金の事業の拡大についてであります。7月のリニューアルに向け、4月より地場産品を提供していただける協力企業や生産者を募集しております。

現在、寄附金の金額に応じて、地酒やショウガの加工品、レンコン掘り体験といった愛西市の新たな魅力を発信する13種類の応募があり、市の受託業者と協力企業や生産者との個別契約を順次進めております。

今後も、引き続き返礼品の種類を増やしていきたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、企業版ふるさと納税についてお答えをさせていただきます。

この企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、企業から地方公共団体への寄附を促し、地方創生に取り組む地方を支援する制度として、国の平成28年度税制改正において創設をされました。対象期間は平成28年度から平成31年度までとされております。

寄附をする企業への優遇措置の内容といたしましては、寄附額の3割を損金に算入できる現行制度に加え、法人税及び法人住民税からさらに寄附額の3割に相当する額を税額控除するもので、合わせて寄附額の約6割に相当する額が軽減をされます。

地方公共団体が寄附を受けるための手続といたしましては、雇用の創出や移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援など、政策効果が高く、愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業について、企業から寄附の申し出を受けた後に地方再生計画を策定しまして国の認定を受ける必要がございます。

市外に本社が所在する企業からの寄附金が愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業の財源として活用できることは、非常に有効であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

私からは、食の教育ということで御答弁申し上げます。

学校給食の目的につきましては、学校給食法の中で、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるということで、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としております。

昨今、子供たちの間では和食離れがあります。当市学校給食の献立につきましては、御飯を中心に野菜のお浸しなど、和食を多く提供させていただいております。そして、食教育の一環として、栄養教諭が市内の全小・中学校と日程調整をしまして、給食の時間に積極的に訪問をしまして、パネルや模型を使って食についての栄養指導を児童・生徒に対して行っております。

憲法26条第1項につきましては、国民の教育を受ける権利を保障しております。そして、第2項では、義務教育はこれを無償とすると憲法で定めておりますが、判例では授業料を無償とすると解しており、給食費については学用品などと同様で無償の範囲には含まれておりません。学校給食法におきましては、第11条で学校給食の運営・実施に必要な施設、設備、調理員の人件費等は学校の設置者が負担し、それ以外の経費については、食材費は保護者の負担とするということになっております。

市として、給食費を無償にするということは、現状は考えておりません。以上でございます。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

私からは、若者会議についてお答えをさせていただきます。

次世代を担う若者に、まちづくりに参画していただくための一つの手段といたしまして、第2次総合計画の策定に当たりまして、市民意識調査や市民ワークショップを考えております。その中で、若い人の意見を聞くためにかかわる委員は18歳からお願いをいたしまして、また高校生で構成をするワークショップの開催を考えております。

市民ワークショップの開催日時につきましては、平日夜間もしくは土曜日・日曜日の昼間を、高校生のみ構成とするワークショップにつきましては、土曜日・日曜日の昼間を予定しております。

総合計画の策定後におきましては、各施策の担い手として活動していただけるよう働きかけを行ってまいります。以上でございます。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

私のほうからは、防災の関係で今回の熊本地震をどう考えるかというお尋ねでございます。

熊本地震が4月16日に起きまして、災害協定によりまして、いち早く4月18日に飲料水等の支援をさせていただきました。今なお避難所の生活を送られておられることは重々承知しております。

愛西市としてどう生かすかというお尋ねでございますが、状況が若干違う関係もありますが、国の指導に基づきまして検討をしていきたいと考えております。

それから、愛西市の防災特区という位置づけをしたらどうだというお話でございます。

防災特区は、災害用の特別な区域だという位置づけだということだと思いましたがけれども、愛西市の多くは海拔ゼロメートル地帯ということになっております。場所によっては、特に浸水に対する意識を持っていただく必要があるところもございます。

昨年より、市の防災訓練を地域の特性に合った現実的な訓練内容にして、地域の防災力の向上を図るために対象地区を決め、実施しております。

また、地域において、県等の補助金制度を活用していただけるよう、市としまして、地域の特性に応じた情報提供や支援を行っていきたいと考えております。以上です。

#### ○消防長（足立信夫君）

私からは、女性消防クラブ、女性消防士の取り組みの消防業務、その後どうなったの御質問について。

女性消防団員の確保としまして、6月議会に補正予算でお願いしてございます県補助事業の消防団加入促進事業で女性消防団員募集リーフレットを新規に作成し、事業所や高校等で配布し、女性消防団員の加入促進を図ります。

消防団員及び消防職員につきましては、現在男女を問わず募集しており、女性消防士につきましては、新規採用した場合には日勤の業務で考えております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

それでは、御答弁、いろいろありがとうございました。

それでは、細かい内容を再度質問をさせていただきまして、お答えを頂戴したいと思います。

まず、施設管理の中で雨水利用推進、これは本当に我々の地域、佐織地区は直営の水道事業、立田、旧佐屋においては南部水道から水の供給を受けております。そんな意味合いからいって、特に立田、佐屋地区の方々におかれては、南部水道の水を供給受けておる中で、愛知県下で一番高い水道の供給を受けておると、そんなことも含めて、この雨水利用推進が、本庁も含めて支所整備も今後やられるところではございますので、これはある意味一般市民の皆さんからお手本となるような形ができればいいかなあというふうに思うところでもございますので、支所整備の中で、基本的な、ここら辺は大金をかけてやるのでもなく、本当に庭木の散水、できるのであればトイレの水等々を含めて、これは災害時にも間違いなく活用できることになろうと思いますので、お考えがあるのかお尋ねしたいのと、もう1つ存在するのが、今お話しした個人向けに雨水利用推進を市としてどんなことをされておるのか、お尋ねをいたしたいと思いません。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

雨水に関する利用でということ、雨水は、雨水の関係で利用の促進に関するというような法律がございまして、そこの中で市町村は地域の自然的・社会的条件に応じた雨水の利用の促進に関する計画を定めることができると、こんなことになっております。

愛西市におきまして、現在そういった計画はまだ策定されておりません。雨水利用施設等の当面の期間においては、まだ考えはございません。

また、先ほど支所整備の中で、そういった促進をというようなお話もございましたが、今回の支所整備に関する整備の考え方というのは、先ほど説明させていただきましたけど、支所整備の基本方針に沿って進めておりますので、申しわけないですが、こちらの雨水の利用のほうも考えておりません。

私のほうは以上です。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

公共下水道事業におきまして、雨水流出抑制及び雨水の有効利用を図るため、公共下水道の接続により不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための工事を行う方に対しまして、浄化槽雨水貯留施設転用費用補助金制度を設けて、その工事費の一部を補助しております。この関係につきましては、工事に取りかかる箇所の方を対象に開催しております工事の説明会の折、またホームページなどで周知をさせていただいております。

実績につきましては、平成22年度から平成27年度までの6年間で56件、補助額556万2,000円となっております。

なお、転用の工事費用でございますが、完了の報告書から、個人住宅の場合、施工場所や5人槽から10人槽などの条件によって異なり、1基当たり約17万円から約37万円と幅がございます。平均で約25万円ということとなっております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございました。

本当に雨水利用、これは先ほど来からお話ししているように、災害時、それとやっぱり水を大切にする、そんな論点からいっても、市が積極的に関与させていただく部分なのかなあと。

その中で、ちょっと画面に出していただきたいんですが、閣議決定、基本的に2014年、雨水利用推進法第10条、これは政府が、これは国の独立行政法人が国に対して推進してくださいよという、閣議決定をなささいという決定もしております。そんな位置づけの中で、まだ地方には、そんなところまではおきてきてはいませんが、基本的に市としても一般住宅向け、今上下水道部長からもるお話を頂戴しました。我々の地域というのは、下水が進んでいるところ、それから集落排水、コミプラ、いろんなさまざまな方法になっているところが多いでございます。そんなところからいっても、ひとつこういうことが進んでいると。これ、今出していただいたこれ、上下水道部長が公共下水を接続するときに、説明の一部の資料でもございます。そんなところで、やっておられることは本当に評価していきたい。

しかしながら、その中でなかなか56件、57件のところにとどまっている。これは費用対効果の中で、まだ市民の皆さんに浸透していない、そんなところの位置づけなのかなあと。これは本当にいいことではないのかなあと。これは公共下水を利用した方々、残った浄化槽を利用して、そうではなく、一般的に、僕の友達では快適な水槽を1つ設けて、そこに雨水を全てためて、小さなポンプ、こういう安価なポンプがあります。それで庭木の水を散水している、そんなこともありますので、一般家庭においても、ぜひともどこかの機関で進めていただきたいなあと、そんなふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、施設利用の中で、午前中も加藤議員のほうから、既存棟の1階、これはもう本当に非常に気になる。常に庁舎にお邪魔したときにのぞいていきはしますが、利用度が本当に少ない。こんな状況も、我々が感ずるところのみならず、職員の皆さんも感じておられると思います。そんなところで、我々も含めていい提案ができるといいなあと思いつつも、どうしても庁舎のことなので、真剣に職員さんに考えていただきたいなあ。

その中で、午前中にお話がありましたが、難しいルールを決めて、一つの庁舎なので、やっぱり決め事を決めないといけないようなお話がありました。僕は、最低限のルールで本当に多くの人が使ってもらえるような、ラフと言っではいけませんけれども、多くの人が使えらるような、そういう仕組みにしていただきたいなあ。こうがんじがらめに、これもいかん、あれもいかん、そんな形のルールづくりは、あそこの位置の部分で考えますと、僕はいかがなものかなあと思いますので、そこら辺を御回答いただきたいなあと思います。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

午前中の加藤議員の中でも御答弁をさせていただきましたが、まずは一般常識的な範囲の中で、できるだけ多くの方に運用・利用をしていただくと。そういった中で、先ほど答弁をさせていただきましたが、広報で多くの市民に呼びかけたいと。そういった利用実績を踏まえた上で、いろんな考え方もございましょうし、横断的な活用も当然考えられると思いますので、そんな中で順にルールを整備していきたいと、こんなふうを考えております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いをしたい。我々もいい提案があれば提案をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、この増築棟、立派なものを市民の皆さんにつくっていただきました。この1階が、僕はもうできたはなにすぐ感じる、そして市民の皆さんからも、一部ですが、お声も頂戴しております。入った瞬間、受付業務が北向き、あの位置がどうしても僕には気になって仕方がない。位置づけ、位置については確かに難しいいろんなコンセプトの中でああいう形にはなっておると思いますが、我々は本当に貴重なお金でいろんなところに視察をさせていただいております。そんなときに、各地区の、全国の庁舎を見させていただいた中で、1階は通ります。そんな中で、多くが玄関を入ったら受付の方々は入ったほうを見ておられる、そんな光景が僕は多いと思うんですが、うちは入ったら、あの受付の事務の方も大変だと思います。常に横を見たり、右を見たり左を見たり、我々が入っていくと、常におはようございますというお話もしていただきます。そんなことからいっても、位置を変えることは、僕は勇気を持ってやっていただきたいなあ、そんなふうにも思いますし、1階、とにかく奥が深い、カウンター越しに、午前中も話がありました。できたはなは、本当に人も多うございました。今は、月曜日だとか、そういうときは多いですけど、通常ときには普通の状況かなあと思うところで、1階にお邪魔したときに、やはり皆さん遊んでいるわけではありませんので、一生懸命パソコン、机に向かってお仕事をされておられる。そんなところで、ある団体の話をちょっとしに参ったときにお邪魔したけど、誰もこちらを見ていただけない、そんな光景もありましたので、できれば、

すぐとは言いませんので、早いタイミングでその御検討をお願いできんかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

先ほども答弁させていただきましたが、簡単には変更できないと、こんなような事情もありますが、考え方として、短所を長所とできるような考え方、発想の転換、そういったことができたらいいなあと、こんなようなことを考えておりますので、今後の検討課題ということとしていきたいというふうに考えております。以上です。

○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に市民目線で、いつも皆さん言うておられます、そんなところで、市民の皆さんを見る。その、見ていないわけじゃないと、見ていますよというお話はあろうかと思いますが、まずはとにかく庁舎においでいただいた中で、見ていただく。見ていただいているなあとこのを市民の皆さんにわかっていただく。そんな作業ができればなあとと思いますが、本当に真剣に、ふざけているわけでも何でもなし、真剣に皆さんお仕事をやっておられるので、課題として、とにかく前向きに考えていっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

ふるさと納税。これも、僕はいろんな形でのぞいてまいりました。今回、企業版のふるさと納税、これは、企業というのは、ある意味返礼品やそんなものを望んでふるさと納税企業版が国も想定をした中でスタートを切るわけでもなし、企業としては、やっぱり優遇制度、節税、そんなところなので、一般のふるさと納税とは若干意味合いが違うなあと。それと、やっぱり今企画部長のほうからも話を頂戴しました。国は、本当に今ハードルをつくって、いろんなことをやってくる。これはもう間違いなく、一般のふるさと納税の課題もあるはず。その課題とこの企業版のふるさと納税の課題をどう捉えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから課題に関する御答弁をさせていただきます。

現在、全国的に見ますと、各自治体が競って返礼品に趣向を凝らし、高額なものや特産品と言いがたい返礼品等、自治体同士の競争に駆り立てるような状況も見られます。これは、マスコミ等による偏った報道や出版物等の影響もあり、この制度が特産品やグルメ商品のお取り寄せ制度、豪華な返礼品がもらえて、かつ税金まで安くなるお得な制度といった感覚で捉えている方々も多く、ふるさと納税の趣旨であります地方で生まれ育ち都会で暮らす人たちがふるさとに恩返しできないかという思いから創設されたものであり、制度の趣旨、目的の妥当性が改めて問われるのではないかと考えます。

こういった状況を受け、国も各自治体に抑制的な対応を求めています。現状は、平成27年度の税制改正により控除上限額は拡大され、全国的にも寄附件数がふえてきており、在住市民が他自治体へ寄附をする件数もふえてきている状況であります。各自治体とも、この減収を穴埋めするために少しでも寄附を獲得しようとPR活動を活発にすれば、経費がかかってマイナ

スになるという、まさに板挟みの状況に置かれております。

このような状況であります。愛西市としましては、この制度の趣旨にのっとり、愛西市の特産品のPR、そういったものを推進していきたいと、そういうように考えおります。以上であります。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、企業版のふるさと納税の課題についてお答えをさせていただきます。

多くの企業から企業版ふるさと納税を活用していただくために、この企業版ふるさと納税の仕組みですとか、愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略をいかに周知するかということと、企業が積極的に寄附をしたくなるような魅力的な事業を計画することが課題であるというふうに考えております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

僕がこの話をさせていただくのは、あくまでもふるさと納税は一般向けふるさと納税、これは本当に地方にとって、我々みたいな特産品が少し弱い、そんな地域に本当にいい制度なのかなあというのを不思議に思う中で、これは市としてどう考えておられるのかなあと。

これは間違いなく、もう1つ存在するのは、我々の地域に基本的に3倍、倍、一般のふるさと納税をいただいております。しかしながら、愛西市の住民の方が高価な返礼品、例えばちょっと出していただくと、これは二、三日前の新聞です。某市が、何かわけのわからんものをネットで、ふるさと納税、こんな返礼品をつくりましたと。そうしたら、3日間で100体完売と。それも上限、3万円寄附金の方におかれて、返礼品を、こういうものを出される、こんな報道もされておりました。こんなことからいっても、本当にそんなところに、今部長からもお話がありました。やはり本来のふるさと納税の目的、意味、そんなところに外れないような形にしていていただきたい。

そこの中で、愛西市の中の住民の皆さんにおいても、基本的には他市町にグルメ的な返礼品、多くの方がそこにふるさと納税をされておられる、これも今現状としてあろうと思います。3倍もらえれば、その倍の6倍、7倍、逃げていっておる、そんなこともあろうと思います。そんなことも含めると、そこに入ることなく、愛西市としての、先ほどお話があったように、特産品のPR、やっぱり軸はちゃんと持ってふるさと納税を進めていていただきたい。これは、多くの議員さんのほうからも、ふるさと納税をもっと積極的にやれというお話もあろうと思いますが、間違いなくその目的をきちっと定めていただいて、そんなに競争に走ることなく、ふるさと納税をやっているだけであればなあというふうに思いますので、それと返礼品を目的としない企業版の、これも先ほどお話ししたように、我々の市にいただけるところもあるのであれば、我々の市の企業の方々から基本的によその市町に企業版ふるさと納税もされる。これも痛しかゆし、先ほど部長のほうから、板挟み、そんな状況になっておる。だったら、そういう国の制度で基本的に穴埋めをしてくれるような制度を訴えていく必要性もあるなあというふうに思いますので、その方向を基本的にうちのトップである市長はどう考えておられるのか、

お尋ねをしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

ふるさと納税につきましては、先ほど議員からも御指摘がございましたけれども、全国各地でいろいろなふるさと納税を皆さんやられておりますけれども、やはり我々といたしましても、本当にどこまでやっていいのかという線引きが非常に難しい状況に来ているなあというふうには考えております。

しかしながら、市といたしましては、この愛西市の特産品のPR、またここ愛西市から生まれ育って、そして違う地域で進んでいらっしゃる方が本当の意味のふるさと納税をしたいと思いますというのを思えるような、やはり返礼品をしっかりと我々としては考えて今後も進めていかなければならないなあというふうに思っております。やはりこれを進めるのも、民間企業の皆様方を初め、地域の方々のアイデアと御協力がなければ進めていけませんので、そういったことも市民の皆様方におかれましても十分に理解していただけるように、我々としては今後も努力していきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様方におかれましても、いいアイデア等がありましたら教えていただくとありがたいなあというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。

それでは次に移ります。

3月定例会で、給食費無償、お話はさせていただいて、執行部のほうの皆さんから、3億円かかるで、できるわけじゃないですかと、財源はどこにありますかというお話も頂戴しました。これは、だけどある意味、国の制度で補助メニューをつくっていただいて、基本的には移住推進、それから子供の貧困対策、そんな観点から考えても、僕はそうあるべきだなあというふうに思うところでもございますが、その中で、今、食文化は非常に変化してまいりました。食の教育、先ほど御答弁をさせていただきました、るる。

それでは、お話を頂戴したいんですが、いつ、どこで、どういう形で子供たちに教育をされておるのか。本当は、我々が身をもってその場へ行ってやるべきなんです、そこら辺のところを少しお尋ねしたいのと、多分事務方の皆さんのほうから、部長のほうから、昔は栄養士と聞いておりました。そこら辺の変化も、僕もう本当に恥ずかしながら全然知らなかった。そんなことも含めて、いつ、どこで、どういう形で子供たちに日本食、こんなことを、日本食のみならず、食の教育をされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○教育部長（石黒貞明君）**

今は栄養教諭と言われております。

各詳細につきましては、栄養教諭が配属されています学校により、取り組み及び実施時期が若干異なりますが、平成27年度の佐屋・立田学区におきましては、1学期、2学期で小学校は全学年、中学校は1年生を対象に、学年ごとに狙いを設定させていただきまして、小学校1年生は牛乳について知ろう、2年生につきましては食べ物の仲間を覚えよう、3年生におきまし

ては食べ物の働きを知ろう、4年生につきましては清涼飲料水の飲み過ぎに気をつけよう、5年生につきましては食生活を見直そう、6年生につきましては朝食を食べようと、また中学校1年生につきましては朝食を見直そう等を、サンプル、食品カード、紙芝居、パネル等を使用して栄養指導を実施いたしております。

また、八開学区におきましては、1学期、3学期で小学校全学年を対象に、学年ごとに狙いを設定して、1・2年生は野菜と仲よしになろう、3・4年生は野菜パワーを知ろう、5・6年生は朝御飯と学力・体力との関係を知ろうを、これも食品カード、パネル等を使用して栄養指導を実施いたしております。

また、佐織学区の小学校では、栄養指導、食育については、低学年を中心にしまして給食時に各教室を巡回して、献立、食べ物、食事マナー、朝食についてなどの内容について随時指導をしております。また、朝礼にて全校児童を対象に、朝御飯に野菜を食べようの内容で講話をしております。中学校におきましては、佐織中学校で1月の学校給食週間中、食の授業として1年生を対象に、調理員と共同で給食ができるまでの様子、衛生面への配慮、生徒への思い等について、ランチルーム前に食に関する資料を随時提示いたしました。

さらに、食育につきましては、各学校で実施されている試食会のときに、保護者の方に対しまして愛西市の学校給食の取り組み及び朝御飯の大切さについて講話をしております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に給食の時間は、これは本当に貴重な、今の時代、給食の時間がある意味授業という位置づけにもなろうと思います。そんな中で、食材は教材、教材は無償、そんな論点から基本的に給食費無償も、これから国でも議論をしていただきたいし、我が市においても移住促進、子供たちの貧困対策、これは本当に子供たちも、たくさん多くの子供たちがおりますが、その中に存在するのは、貧困で苦しんでいる子供もおるやにも聞いております。僕はいつも卒業式にお邪魔すると、こんな顔でも、うるっと来る部分もあります。本当にこの子供たちが、小学校なんか特に中学校へ行って、みんなが学校へ行ったら全ての子供たちが平等でなければならない。そんなところに閉塞感、平等感がないようなことは僕は絶対許されるべきではない、そんなことの位置づけでありますので、これはまた議論を深めていきたいと思っておりますので、次に参りたいと思っております。

続いて、防災特区。

ちょっと日光川の図面をちょっと出させていただきたいんですが、これは青だとか、ブルーだとか、グリーンだとか、これが近々のところで日光川の矢板を補強した位置でございます。そして、斜めに斜線を引いた、あそこが私が住んでおる大野町、愛西市であります。右側のほうが津島側、真ん中にJRの関西線が走っておりますので、そんなところからいっても、今、津島の下側のところは蟹江町なんです、今補強をしております。そうすると、唯一残っておるのは蟹江町なんです、大野町のほうの矢板が10メートルしかない。今補強で23.5メートル補

強しております。位置によっては24.5メートル。そんなことからいっても、地質調査をして、弱いところから順次補強しておりますというお答えだと思いますが、弱いところを補強したら、今まで強いところが唯一また弱くなるわね、これ。10メートルしかないんだで。そうすると、切れるところはどこだといったら、JRの南側、愛西市側なのね。弱いところで切れば日光川も助かりますわね、これ。これも平等でなけりゃあいかん。だから、早急に国・県のほうにこの10メートルしか入れていない矢板を補強していただくような陳情も、我々もしていきます。市側も、愛西市が切れるではありませんかと。蟹江町の位置ですけど、この位置が決壊をした場合に、基本的に愛西市に全て水が来ます。これも、もうずうっとお話をさせていただいておる中で、市側がどう把握をされておるのかお尋ねをしたいのと、熊本で学ぶこと、熊本の断層と愛西市の断層、これを市として研究されたのか、お伺いしたいです。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、矢板の関係でございますけれども、海部建設事務所に確認をさせていただきました。JR付近につきましては、日光大橋から3川合流点の桑名のところを第3工区と位置づけておりまして、それにつきましては昭和49年から昭和50年前半に築堤工事が行われて、矢板の長さにつきましては、今お話がありましたけれども、10メートルで整備をされております。

それと、今の補強という話でございますけれども、平成17年から平成19年の3年間におきましては、JR関西線と下春日井団地の間で、耐震対策で施工されたという経緯でございます。

今後、関西本線のかさ上げがあることから、関西線より下流部の耐震対策が進んでおりませんが、愛知県では計画に基づき順次整備されることと考えております。少しでも早く工事を実施していただけるように、機会を捉えて要望をしまいたいと考えております。よろしくお願い致します。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

熊本地震の関係で断層をとというお尋ねでございます。

九州・熊本地方と愛西市の付近の断層を比較して、言葉では言いあらわしにくいということで資料を使わせていただきます。

今のが九州・熊本の断層でございます。布田川断層帯というのがございまして、もう1つ、日奈久断層帯、それを沿うように前震、本震というのがございました。

愛西市につきましては、ちょっと図面が見にくいかもしれませんが、中心に愛西市がございまして、その西側に養老・桑名・四日市断層帯がございます。これを比較しまして、愛西市と今の九州・熊本地震、断層の影響によりまして、愛西市の地震被害があるということは、影響は薄いかなあというふうに感じております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございました。

もう時間もないので、こういう形でぜひともいろんな、東北もそうです、今回の熊本もそうです。やっぱり学ぶべきことはきちっと学んでいただいて、うちの愛西市にとって生かしていただきたい。今回、交流レガッタで友好関係にある市に愛西市長はいち早く応援物資を送られ

ました。そんなことも含めて、熊本の皆さんには一日も早い復興を願いたい、そんなところのお話をさせていただきたいと思います。

最後に、女性クラブ、これは副市長が3月定例会のときに、横断的な、縦割り行政じゃなくで常にみんなで手を取り合って、基本的には行政事務事業をやっていくと。そんな中で、今回の取り組み、消防長としてどういうふうに取り組んでおられるのか、最後にお尋ねをして終わりとさせていただきたいと思います。

#### ○消防長（足立信夫君）

現在、他市では、稲沢消防では女性消防団員が9名で、加入促進や広報活動を行ってみえます。

愛西消防でも、今後このPR活動で女性消防団員が加入された場合には、同様に広報活動等を行っていただきますように考えております。以上でございます。

#### ○議長（大島一郎君）

8番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。2時40分までといたします。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

#### ○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位4番につきましては、5番・竹村仁司議員からの取り下げ申請を6月1日付で受理いたしましたので、次に移ります。

質問順位5番の4番・神田康史議員の質問を許します。

神田康史議員。

#### ○4番（神田康史君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、大項目、スムーズな行政を目指して。2番目に、社会福祉協議会の新事業について。3番目に、公契約条例の制定と労働条件審査についてであります。

ちょっと差し歯がとれそうなので、ちょっと聞きにくい人があるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

それでは、質問に入っていきます。

平成28年3月22日から、愛西市役所が、いわゆる総合庁舎が、全面業務開始が実施されました。平成17年4月の2町2村の合併以来、分庁方式からやっと本庁への統合となりました。費用対効果の視点から、当然に住民サービスに対してはワンストップサービスが行政側に求められます。

ところで、年度末や年度初めの窓口が非常に混雑し、番号札をとってきちんと待つ人や呼び出されても応答なしという場面に、少なくともしばしば遭遇いたしました。年度初めには職員異動もあって戸惑う職員も存在し、住民サービスに支障を来していたのかもしれませんが、隣の

課への来訪者が番号札を持って順番待ちをしていたということもあり、窓口のオペレーションが市民に十分に浸透していなかった感は否めません。

そこで質問です。

行政窓口の混乱の原因、現状はどのようなものであったでしょうか。平成28年3月、年度末と、平成28年4月の年度初めの窓口来訪者実績を公表してください。

多分、一番来訪者が多い部署は市民課の業務であろうということは推測できますし、今回の混乱の原因は、先ほど加藤先輩議員が言われたようなマイナンバー交付の業務が通常業務に加算されているということに想像はかたくありません。そこで、少し先ほどの加藤議員と重複するかもしれませんが、市民課の通常業務とマイナンバー交付に係る1人当たりの処理時間はいかほどか、お教えをお願いしたいと思います。

次の項目、社会福祉協議会の新事業について。

私は、昨年、議会広報委員会の委員として市の外郭団体の紹介を議会だよりにて実施してきました。第1弾は先輩がやられまして愛西の里の紹介であり、第2弾は私と同僚議員とともに訪問し、取材をいたしました。そこで、新企画として、2つの新事業についてお聞きしました。2つの新事業の内容については再質問で行いますので、まず社会福祉法人とは何か、その法的根拠も含めて御説明をお願いいたします。また、愛西市の社会福祉協議会のこれまでの流れと現状についても御説明ください。

次に、第3番目、公契約条例の制定と労働条件審査についてであります。

愛知県は、県が発注する公共工事や業務委託契約で働く労働者に法定最低賃金を上回る賃金を支払われたかどうかを元請企業にチェックさせるチェックシート制度を都道府県で初めて導入する。2月下旬に開会を予定する県議会定例議会に提案する公契約条例案に盛り込み、4月の実施を目指す。シートでの報告や立入検査を拒否すれば、元請を指名停止にする。対象は、予定額が6億円以上の公共工事や1,000万以上の業務委託契約である。元請は、全ての下請をまとめてこれを報告する。これは、実は平成28年1月27日の中日新聞朝刊に記載されたものであります。

近年の地方財政の悪化に伴い、公共施設の運営管理が民間に委ねられる事例がふえてきております。また、公共工事の減少傾向が続いたことに加え、契約の相手方選定に当たって、競争入札の導入拡大が図られたこと等が、これらの業務従事者——いわゆる民間の受託事業者側の労働者のことですが——の賃金を含めた労働条件の低下に影響を与えているという指摘がなされています。

このような状況の中、首都圏の自治体を中心に、法に基づき定められた最低賃金を上回る賃金の下限額を定め、受注者やその下請業者に対し、その額以上を業務従事者に払うよう求める条例を制定する動きがあります。実は、これは平成21年9月に全国で初めて千葉県の野田市が制定いたしました。

平成28年4月、愛知県においても、公共工事や業務委託契約で働く労働者に法定最低賃金を上回る賃金が支払われたか否かを元請企業にチェックさせるチェックシート制度が導入される

予定なわけです。実際には、公契約条例では4月1日からできています。ただし、労働条件のこのくだりについては28年10月1日、6カ月後に、公契約の申し込みから実施されるというふうになっております。なお、岡崎市においては、もう既に平成26年からされております。

そこで、公契約条例の制定に係る問題について質問いたします。

まず、公契約条例とは何でしょうか。また、その制定に係る問題点、課題について質問いたします。

答弁、よろしく願いいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず私のほうから、市民課窓口の混雑の現状でございますけれども、窓口の来庁者数、人数については申しわけありませんが把握できておりませんので、議員おっしゃいましたように取り扱い件数でお答えさせていただきたいと思っております。

庁舎統合後は、3月22日から市民課の窓口でやっております。3月は、3月下旬まで8日間でございます。住民票、印鑑証明書、戸籍謄本の証明書の交付が777件、1日平均97件でございます。住民異動だとか戸籍等の届け出の件数が180件、1日当たり23件でございます。4月については、4月の末まで20日間の業務日でございまして、住民票等の証明書の交付が1,456件、1日平均で73件。住民異動の届け出件数、これは244件で1日平均12件でございます。また、個人番号カードの交付件数でございますが、3月が8日間で313件、1日平均39件、4月の20日間で502件、1日平均25件でございます。

時間の関係でございますけれども、住民票の証明書の交付であれば1人当たり数分で交付できますが、住民異動、戸籍等の届け出の関係で転出届に関しましては、相手の、転入先のほうの転出証明が必要となりますので、転出証明書作成まで所要時間お待ちいただいておりますのが現状でございます。それから、個人番号カードの交付につきましては、1人当たり、差異はございますが、10分から15分ほど必要となっております。

3月の下旬から4月の中旬につきましては、卒業だとか転勤だとか入学、就職等で住民異動が大変多い時期でございまして、その届け出件数が多い状況でございます。また、個人番号カードの交付も2月ぐらいから始まっておりますので、それも相まって、3月、4月、多かったですかと思っております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは私から、社会福祉協議会の位置づけというような形で御質問いただきましたので御答弁をさせていただきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置づけをされております。

そしてまた、現在の愛西市の社会福祉協議会のこれまでの流れと現状ということでございます。これにつきましては、合併前の旧佐屋町では昭和43年の1月に、旧立田村では平成6年4月に、そして旧八開村、旧佐織町では平成5年の4月にそれぞれ法人格を取得し、社会福祉法人となりまして、合併と同時に社会福祉法人愛西市社会福祉協議会となりました。

主な事業といたしましては、住民の地域福祉活動の支援や福祉サービスの利用の窓口相談、あるいは福祉教育の推進など、そういった事業を実施しておみえになるということでございます。以上です。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、公契約条例に関しての御答弁をさせていただきます。

公契約とは、国または地方自治体等が一方の当事者となる売買、賃貸借、請負、委託等の契約の総称であります。

公契約条例とは、自治体ごとに制定目的に多少の違いがあるものの、ほとんどの自治体はこの公契約の透明性、競争性や品質を確保しつつ、労働者の労働環境の整備を図ることを目的に条例を制定していると、こういうふうに理解をしております。

当市といたしましても、公契約の適正化は、労働者の労働環境の整備を図るため、重要な課題と認識をしております。しかしながら、地方自治法第2条第14項には、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、少ない経費で最大限の効果を上げるように規定されております。相反する両者のバランスを保つことができるような最適な基準が必要だと、こういうふうに考えております。

条例の制定につきましては、県内市町村の動向を注視しつつ、できればガイドラインの策定に向けて進めていきたいと考えております。

現状につきましては、4月からの組織変更に伴い、財政課で契約から検査まで一元管理することになり、チェックリストを用い、施工体制の健全化を図るとともに、委託契約、随意契約につきましてもチェック体制の強化に取り組んでおります。

今後も、どのような基準で公契約の適正化に取り組むことが最良なのかの分析・研究をしながら、取り組めるものから基準を設けて取り組んでいきたいと、こんなようなふうに考えております。以上です。

#### ○4番（神田康史君）

部長からそれぞれの答弁、ありがとうございました。

それでは、もう少し踏み込んでお話をさせていただきたいと思っております。

スムーズな行政サービスという一番初めの課題、テーマですけれども、混雑の原因というのは大体わかりました。

次に、今度は混雑の改善をどうしようかという問題があると思っております。窓口業務混雑の解消策を市はどのように考えてみえるのか。課ごとに偏在する顧客集中に対して、市はどのような対策をとってみえるのでしょうか。

また、本庁2階、3階、階上への他部署への顧客誘導や、今後ますます増加するであろう高齢者の来庁への配慮をどのように考えてみえるか、お答え願いたいと思っております。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

混雑の解消策という御質問でございます。

市民課の窓口カウンターには2種類の番号札を配備しております。住民票、戸籍謄本等の証明書交付及び住民異動、戸籍届け出に関する業務が1つと、個人番号カードの交付に関する業務と、2つ分けて来庁者の方に番号札を取っていただいております。窓口での来庁用件の混乱を回避するために、お待ちいただく場所も別々にさせていただきまして、番号順にそれぞれの来訪者の御用件をお聞きして対応を行っております。

御質問で、接客要員の増員について、偏在する顧客集中に対する市の対応でございますが、曜日やその日の時間帯によっては変動しますが、来訪される方が集中して窓口が混雑した場合はコンシェルジュ、窓口の案内係といえますか2人の再任用職員が来訪者からの用件を伺って適切な案内を行いまして、窓口の混雑解消に努めております。

ちなみに、5月の窓口の混雑状況でございますが、ゴールデンウィークを過ぎてから個人番号カードの交付件数が極端に減っております、1日約10件と、3月、4月に比較しますと極端に減っており、窓口の混雑も解消傾向にあるのが現状でございます。

それから、2階、3階の誘導、高齢者等の配慮という御質問でございます。

本庁1階フロアに関しましては、来訪された方から御用件を伺って窓口まで御案内をしておりますが、2階、3階フロアに関しましては、1階フロアの窓口での手続をされる方が2階、3階フロアの部署にも手続が必要な場合、応対職員から2階、3階の担当部署に連絡をして、その職員が1階までおりてきて、1階での同時対応をしているような対応をしております。御用件によっては2階、3階までお手数をおかけすることにもなりますが、御理解をいただきたいと思っております。

それから、高齢者が来訪されることは増加しますが、市の対応は、本庁舎北館の東西2カ所にエレベーターが設置してありまして、そちらのほうに御案内しまして、援助の必要な方につきましては職員が引率して目的の課、窓口まで御案内をしまいたいと考えております。以上でございます。

#### ○4番（神田康史君）

御回答ありがとうございました。

5月に入ってかなり平常に戻ってきているというふうに理解しましたし、対応のコンシェルジュ等についても十分理解できます。御回答ありがとうございました。

続きまして、社会福祉協議会の新2事業について御質問申し上げます。

この新2事業とは、婚活パーティー事業と買い物支援事業を意味します。婚活事業については、現在企画途上にあり、具体的な事業の動きはありません。

そこで、平成28年4月18日から試行運転が始まった買い物支援バス事業について、種々の条件、送迎先が愛西市以外のヨシヅヤ本店となった理由を説明ください。

また、新事業の企画時点で問題はあったのか、なかったのか。そして、その後の対応はいかがだったのか、御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、御質問を受け、聞き取りをさせていただいた結果ということで御報告をさせてい

たきます。

買い物支援バス事業につきましては、まず利用者の方を事前に登録をいたしまして、予約申し込みをされた方を決められた集合場所からお店へ送迎するという内容でございます。

御利用できる対象者の方でございますが、市内にお住まいのひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯でお店から離れており、公共交通機関などの利用が不便な場所に居住してみえる方、また自力で買い物に出かけることが困難な方、あるいは店内で付き添いがなくても買い物ができる方という規定になっておるそうです。

その行く先についてでございます。これは、単に買い物をするだけではなく、ふだん外出機会の少ない方へ外出の機会を提供することも目的の一つとされているため、食事やほかの方とおしゃべりなどをしながら迎える時間まで過ごすことができる場所がある、あるいは買い物した物を配達してくれるサービスがある店という条件のもとで決められたということでございます。

また、企画時点での問題点ということでございますが、利用者の希望を直接事前に聞いていなかったことや、市内にある店への打診等ができていなかったことを上げられておみえでございました。

今後は、登録、利用していただいた方の御意見をお聞きしながら集合場所や行き先について検討していく予定であり、その際には地元愛西市の商工会等にも御協力をいただきながら進めていく考えであるとお聞きをしております。

#### ○4番（神田康史君）

答弁ありがとうございました。

2事業とも社協の裁量権の範囲内であり、企画・実施の時点で外部から口を挟むことじゃないかもしれませんが、今回、買い物支援の本来の目的が、先ほどおっしゃいました高齢者に家の外へ出かけていただいて環境を変えて気分転換をしてもらうことと推察します。回答をお聞きいたしますと、今後に向けて配慮すべき点もあったのではないかと思います。既に対策済みのことということで安心をいたしました。

次に、公契約条例と労働条件審査の件について。

回答内容には、市においてはガイドラインの策定とチェックリストを用いた施工体制の健全化、委託契約、随意契約のチェック体制の強化に向けて取り組んでいくと理解しました。

また、回答内容にあります労働者の労働環境の整備を図ることを目的に条例を制定しているというくだりと、事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされておるくだり、要するに費用対効果の最大化といいますか、極大化と、労働条件の適正な維持という二律背反を同時に完遂しなければならないという非常に悩ましい部分があります。

適正な労働条件の維持は、つまるところ、民間企業においてはその労働条件について市場に委ねるしかありません。このあたりについては、私は次回の質問で具体的な方向性を見出したかと思っております。つまり、公契約条例の制定の推奨と、それを実効ならしめるための一つ

の選択肢である労働条件審査についての各論を、次回の議会に入っていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（大島一郎君）

4番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。開始を3時20分にします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の6番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松幸雄議員。

○6番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、公有財産の有効活用を、市が保管する文化財、歴史資料について、放課後子ども総合プランの推進をの3項目について質問をいたします。

まず、公有財産の有効活用をの質問です。

平成28年4月13日、産経新聞夕刊に、3億円市有地無断で畑に、交野市黙認一転見直しへと  
いう見出しで掲載がありました。内容は、市民らが憩う森林公園を整備しようと大阪府交野市  
が約3億円で買収した市有地が、複数の住民に約25年にわたり野菜畑として無料で利用されて  
いることが、13日、わかりました。現地の草刈りを市民から依頼された住民が無断転用したの  
がきっかけで、市も目的外利用と知りながら事実上黙認してきた。市は3月の市議会で追及を  
受け、畑としての利用を見直す方針だが、野菜を長年育ててきた住民らは突然の方針転換に困  
惑している。市は、昭和60年、交野市民創造の森整備構想と銘打ち、同市の星田地区で甲子園  
球場約四、五倍に当たる18万平方メートルを、自然観察やスポーツが楽しめる森林公園として  
整備することを決定。60年以降、周辺の土地約9万2,000平方メートルを29億円で買収したが、  
現在まで計画はほとんど進んでいない。市関係者や住民によると、買収開始から数年たった約  
25年前、買収地の一部、約6,500平方メートルで、市から草刈りなどを管理を依頼された住民  
らが畑を耕し始めた。現在は、周辺住民35から40人が畑を利用し、白菜やサニーレタス、ジャ  
ガイモ、エンドウ豆などを栽培。出荷はせず、各家庭で個人消費しているという。市は一帯の  
土地の買収に約3億円を投じたが、これまで住民に賃料などを一切要求してこなかった。こと  
しの3月議会でこの問題が取り上げられ、市は現地調査することを決めた。市環境部は産経新  
聞の取材に、住民に現地の草刈りを任せましたが、いつの間にか畑になっていた。具体的な経緯は  
把握できていないと説明。畑として利用しているのを知りながら住民に注意することもなかつ  
たといい、目的外利用を半ば黙認していた格好だ。一方、市有地で得られた収穫物を個人消費  
しているのは問題とし、今後は管理方法などを見直す方針という。これに対し、市から市有地  
の管理を依頼され、自身も約25年前から大根やキュウリ、トマトなどを育てるという無職の男

性、79歳は、市の突然の方針転換に戸惑いを隠せない。男性は、草刈りなどの管理を任せかわりに住民で畑をつくった。業者に依頼すれば年間100万円以上かかる草刈りをボランティアでやっている。畑をなくすというなら具体的な整備計画を示してほしいと憤る。70代女性は、健康管理の目的で野菜をつくってきた。急に畑がなくなるのはと困惑する。市の担当者は、今後の方針について明言はできないとしながらも、住民が納得できる形で整備を進めていきたいとのことでした。

当市では、このような公有財産である市有地の無断転用はないかを、まずお尋ねいたします。次に、市が保管する文化財、歴史資料についての質問です。

郷土資料館は、開拓の歴史や郷土の文化などをさまざまな資料によって学び、先人の労苦などを知り、郷土愛を育む場であり、観光客にも歴史を伝えることのできる大変重要な施設です。

当市の佐屋郷土資料室には、津島の祭りに参加する山車の船を展示、先頭を務める市江車の詳細なパネル展示や、東海道の脇街道であった佐屋路の宿場で栄えていたころの佐屋の歴史が紹介されています。

また、佐織歴史民俗資料室には、江戸時代に発掘された諸桑の古船と呼ばれる木造船や、おけ燃料を節約するために蒸し風呂風に使った風呂桶の上にかごをかぶせる風呂の展示、あと織田信長が勝幡生まれと書かれた写本など勝幡城に関する展示があります。

平成22年4月に八開旧診療所内において開館した八開郷土資料室は、八開庁舎へ移動されました。

そこで、当市では多くの文化財、歴史資料が、寄附を含め、保管されていると思いますが、合併当初と現在のそれぞれの総数についてお尋ねいたします。

次に、放課後子ども総合プランの推進についての質問です。

国は、放課後子ども総合プランについて、少子・高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、女性が輝く社会を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる小1の壁を打破するために、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について整備を進めていく必要があります。加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じることが必要であります。

この観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進め、放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ、子供教室の計画的な整備を目指す方針を示しました。具体的には、放課後児童クラブと放課後子ども教室の2つの事業を一体型を中心として行い、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、さらには多様な体験・活動を行うことができるよう、計画的な整備を進めるためのガイドラインを策定しました。

そこで、当市では厚生労働省と文部科学省が推進する放課後子ども総合プランについて、ど

のような取り組みを考えているのかをお尋ねいたします。

以上で、私の一括質問を終わります。それぞれ御答弁をよろしくお願ひいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

私のほうからは、公有財産である市有地の無断転用はないかという御質問に答弁させていただきます。

公有財産である市有地の無断転用については、ございません。公共施設用地はもちろんのこと、収用事業等の代替地として先行取得した市有地についても、草刈り等の経常的な管理をしておりますので、御質問のような無断転用の状況は確認されておられません。以上でございます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

それでは、私のほうからは、市が保管する文化財、歴史資料についてということで、合併当初の保管数については目録上約2万点ございました。現在は目録上で約2万5,000点でございます。しかし、その他の資料も多数ございますので、現在のところ総点数の把握はできておりません。以上でございます。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

私のほうからは、3点目の放課後子ども総合プランの推進をについて御答弁をさせていただきます。

御質問の放課後子ども総合プランでございますが、議員がおっしゃられたとおり、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるというものでございます。

この整備でございますが、同一の小中学校内で一体的に実施するものと、小中学校外で両事業を連携して実施するものの2つのタイプがございます。

愛西市では、全小中学校区に、児童館あるいは子育て支援センターが整備されておりまして、放課後児童クラブは、児童館、子育て支援センターで実施されておる現状でございます。

子ども・子育て支援制度が導入される1年前、平成26年度に児童クラブの受け入れ児童を小中学校6年生まで拡大するために、平成25年度に児童クラブ室拡張が必要な施設の増設工事を行っております。教育部局と福祉部局が連携を図り、児童クラブを中心として一体的に放課後子ども教室を推進するという狙いのもと、放課後子ども教室は平成25年度をもって終了させていただいております。本市につきましては、現在もその方針を継承している状況でございます。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

無断転用がないということで、ちょっと安心をした次第でございます。今回、ちょっと市有地のことについて、無断転用ということがありましたので、私自身ちょっと関心がありますので調査しまして、今回、この市有地という部分に関して有効活用できないかということについてちょっといろいろ調べてみました。

そこで、1つ目の再質問でございます。

まず、公有財産の有効活用について、公有財産である行政財産と普通財産はどのように管理されているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

公有財産と行政財産と普通財産と、どのような管理かということの御答弁をさせていただきます。

公有財産とは行政目的を有した財産、例えば学校、保育園、庁舎、道路などであるため、それらを管轄する担当部署が管理をしております。

普通財産のほうは、行政財産以外のものであるため、財産関係を所管する財政課のほうで管理をしております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

それでは、用途廃止等によって行政目的が消滅した後に普通財産として積極的に有効化されるべきものが、継続して所管課の倉庫や資材置き場等として温存されていないかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

引き続き所管課が使用する場合は用途廃止を行いませんし、現在そのような案件はございません。以上です。

○6番（高松幸雄君）

では、公共施設等の移転廃止などにより、施設を撤去した後に未利用地となっている土地はないのかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

合併後、公共施設の今後の利用方法につきましては、継続、用途変更、廃止等を検討していきますが、現在までに取り壊された施設といたしましては佐屋社会福祉会館等がございますが、跡地につきましては市の防災倉庫で利用をさせております。以上でございます。

○6番（高松幸雄君）

それでは、各種事業の代替地として取得したにもかかわらず、事業計画の変更によって未利用地になっている土地などないかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

合併前の各町村において代替地用に取得した土地はございますし、現在その大半は未利用地になっているのが現状でございます。

今後、こういった未利用地につきましては、処分・活用方法等を検討してまいりたいと、このように考えております。

○6番（高松幸雄君）

まだ未利用地があるということでございますので、できるだけ未利用地に関して有効的な利用ができるようにまた考えていただければありがたいなあというふうに思います。

最後に、今後の具体的な活用方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

公有財産全体の今後の具体的な活用方法につきましては、行政改革第4期推進計画に位置づけ、広告看板、太陽光発電事業者への屋根貸し、防犯灯への広告掲載、市有財産の余裕スペースの有効活用、インターネットオークションを活用した未利用財産の売却などを具体的な取り組み事例として順次進めていきたいと考えております。

また、現在未利用地となっております普通財産は36筆、1万800平方メートルでございます。この中でも、ある程度の面積を有する土地につきましては、公売により売却していくことを大前提としていきたいと考えておりますが、そのような土地ばかりではありませんので、狭小の土地も含めて今後の活用方法を検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

そうですね。できるだけいろんな知恵を絞りながら、未売却地がないようにしっかりと考えていけたらいいなあというふうに思います。

1つ、例としてではないんですけども、名古屋市で行われているのが、よく名古屋市民会館、昔の市民会館などで日本特殊陶業市民会館とか、あと名古屋市レインボーホールですね、昔のガイシホールとかが名前を使って、その使用料が名古屋に入るという方法があると。これを何かネーミングライツというそうなんですけれども、あと歩道橋ですね、よく最近見かけるかもしれませんけど、名前が、企業名が入っていたりするんですけども、ああいうのもひとつ財政のほうになるということを知っていますので、またそういったいろんな知恵を絞ってやっていって、少しでも財政がよくなるように考えていけたらいいなあというふうに思います。

続きまして、市が保管する文化財、歴史資料についての再質問をさせていただきます。

まず、保管場所と、それぞれの何点保管されているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

保管場所の数と、それぞれ何点保管されているかということでございますけれども、文化会館内の佐屋郷土資料室、佐織公民館内の佐織歴史民俗資料室、農村環境改善センターほか4カ所において保管をしております。それぞれ何点保管という数の把握は、申しわけございませんけれども、できておりません。以上でございます。

○6番（高松幸雄君）

今、4カ所に分けて保管してあるということでした。

この保管に関しては、どのような手続をしているのかを、まずお尋ねいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

保管の手続につきましては、受贈資料の場合について、寄贈願を提出いただいております。また、受託資料の場合につきましては、寄託願を提出いただいております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

では、関連しまして、この保管したものは誰でもいつでも閲覧できるようになっているのかということと、また今までの管理状況はどうだったかということをお尋ねいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

閲覧につきましては、佐屋郷土資料室、佐織歴史民俗資料室、農村環境改善センターにつきましては、開館時、閲覧は可能でございます。

それと、八開郷土資料室の資料等を八開庁舎に移動させていただきましたが、整理済み次第、展示等、有効に活用させていただきます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

今、八開郷土資料室のほうは八開庁舎のほうにということでしたので、いきっかけなので、こちらに移動したときにはきちんと整理できていると、皆さんが見てわかりやすくなっているといいなあというふうに思います。

続きまして、個人・団体からの文化財とか歴史資料の寄附の申し込みとかがたくさんあると思うんですけども、その場合、どのような基準で受け入れをしているのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

寄附申し入れにつきましては、現在のところ特に基準はございません。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

基準がないということでしたけど、市民の方が持ってこられたものを全て受けるということだと本当に整理が大変になってくると思いますので、またちょっと基準を少し設けていただければいいんじゃないかなあというふうに思ったりもします。

続きまして、その中に借用文化財や歴史資料はありますか、お尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

借用文化財、歴史資料はございませんが、獅子頭等、お預かりしている市指定文化財が数点ございます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、今までの文化財、歴史資料はどのようにして整備したのかをお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

どのように整備したかということですが、現在あります資料館等に保管しておるというのが現状でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

お預かりしているということでしたので、今後の施設整備について、整備されていくと思いますけれども、どのようにしていくかをお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

今後の施設整備につきましては、資料の保管・保存に努めまして、長期的な視野で考えていく必要があると思います。限られた施設空間の中で、資料の集約も視野に入れつつ整備していくべきと考えております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

最後になりますけれども、文化財、歴史資料を、今数カ所に分かれているんですけども、やはり見に来られた方は、愛西市のことを1カ所で見たいということがあると思いますので、

できれば1カ所で見られるようにできないか。

また、今多分たくさん寄附とかがあって保管してあると思いますけど、重複した資料とかそういうもの、寄附についての基準を設けるようにできないかということについてお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

1カ所で展示・閲覧できるのが理想ではあると思っております。現在の施設や規模の関係上、困難な状況にありますので、例えばどこどこ施設で展示しておりますと御案内できるように対応してまいりたいと考えております。

また、資料の寄附につきましては、基準を設けまして、重複するものについては、申しわけございませんけれども、お断りする場合もあろうかと考えております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

そうですね、何カ所かに分かれていて1カ所にするのは難しいという答弁でございましたので、1カ所に行けばそれがどこにあるかとせいぜいそれぐらいわかって、何が見たいのかとか、そういうことに答えられるように整備をいただければありがたいなあというふうに思います。

続きまして、放課後子ども総合プランの推進についての再質問をさせていただきます。

まず、行動計画の策定状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

放課後子ども総合プランの行動計画でございますが、子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定することも可とするとございますので、本市では子ども・子育て支援事業計画の中でうたっております。

放課後子ども総合プランは、国の動向を注視しながら、児童クラブを中心として一体的に推進をしていくというのが市の方針でございます。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

愛西市は児童館が全ての地域の小学校区であるということで、放課後子ども教室はないということ伺っていますけれども、今後また状況が変わったときに子供教室の復活は考えられるかどうかをお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

放課後子ども教室につきましては、社会教育課で以前事業を実施しておりましたけれども、福祉部局と連携をとりつつ、受け入れを小学校6年生まで拡大した放課後児童クラブを中心に放課後対策を平成26年度から行っております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、今現在、児童館での待機児童はいないかどうかお尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

6月現在でございますが、通常利用の希望で待機となっている児童は、佐屋児童館で2名、

永和児童館で3名おります。これに加えまして、夏休みのみの利用を希望している児童が、佐屋児童館、永和児童館、北河田児童館、及び勝幡児童館で数名ありますが、こちらにつきましては、今後、現在児童クラブに登録のある児童の夏休みの利用予定の状況により状況は変動することになってきます。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

今5名ですね、まだそうやって待機している児童がいらっしゃるといことで、夏休み過ぎたぐらいに大丈夫なんじゃないかということのを伺っていますけれども、できるだけ早くそういう方がまた児童館に行けるようお願いしたいと思います。

また、夏休みに定員オーバーとか、やはり長期休みで予想されるんですけども、何か対策はありますか、お尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

夏休み期間中の児童クラブでございますが、平常時に加えて、夏休み等の長期休暇期間中のみの登録児童がございますので、大幅に利用児童がふえる場合がございます。

大幅な利用児童数の増加の対処の方法といたしまして、既存施設内の部屋の有効活用、指導員の確保で臨んでおりますが、佐屋児童クラブにつきましては利用児童が予想を大幅に上回ります。平成25年度に増築をしました児童クラブ室をもってしても佐屋児童館のみでは物理的に受け入れる態勢が万全とは言えない状態になりました。今回、佐屋小学校の視聴覚室をお借りしまして、利用児童クラブを2カ所に分散することで児童クラブ利用児童の適切な生活環境の確保を図りたいと考えております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

やはり夏休み等がいつもオーバーするといことで、そういう対策をとっていただけているといことで非常に安心をいたしました。

それでは、放課後児童クラブを利用できない児童の放課後の受け入れはどうしているのかをお尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

児童館、子育て支援センターでございますが、18歳未満の児童全てに来館をしていただけます。放課後児童クラブの利用対象とならない児童につきましては、放課後の居場所として施設の活用をしていただくことはできます。また、中には一般来館児童が参加できるイベント・行事も館内で催されることもあります。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

ちょっと私も認識不足だったんですけども、そういう子供はもう児童館には行けないというふうに思っていましたけれども、1回帰って戻ってくれば受け入れをしてもらえるということですね。

では、続いての質問です。

現在の児童クラブの待機児童はどのように対処していくのかをお尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

当初の受け付け期間は平成27年12月7日からことしの1月8日までございましたが、この期間中に申請をしていただいた方につきましては全員児童クラブの受け入れをさせていただいておりますが、佐屋、永和小学校区で受け付け期間以降に随時という形で利用申請をされた方の児童については、残念ながら現在待機をしていただいておりますという状況でございます。

この2小学校区でございますが、当初の受け付けで指導員の配置状況及びスペースなどの物理的な要件を勘案しまして、この時点で許容可能の上限に近い児童数を受け入れさせていただいております、登録児童の中で児童クラブ利用をやめられる児童があらわれるまで待機をしていただく、そういう状況になろうかと思っております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

ということは、受け付け期間内に申し込んだ児童に関しては全て大丈夫だということですね。わかりました、ありがとうございます。

では、最後になります。最後に、佐屋の児童クラブですね、今、夏休み期間中にまた利用していくと、2カ所でやっていくということで御回答いただきましたけれども、佐屋の児童クラブ以外にも小学校を活用して児童クラブをする予定はありますか、お尋ねいたします。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

佐屋児童クラブでございますが、他のクラブと比較しまして登録児童数が突出して多い状況でございます。この佐屋児童クラブにつきましては、指導員等の人力的な課題が解消されてもスペースなどの物理的な問題が残ること、また佐屋小学校と佐屋児童館が隣接しておることでもございまして、児童クラブを分散しての運営も可能であるということを経由に、今回2カ所で児童クラブの運営を行う方針を立てさせていただきました。

ほかの児童クラブでございますが、人員確保等の課題を除きますと、施設内の有効活用で増大はしております児童クラブ児童の受け入れは可能であると考えておりますので、今回のこの措置は佐屋児童クラブに限定をした特例の措置と考えております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

今回の事例に関しては、本当に子供が、ほかの他市とかですとまだ待機児童がかなりいるということを聞いております。そういう点では、愛西市はすごく進んでいるほうじゃないかというふうに思います。少子・高齢化で大切な子供ですので、愛西市に住めばこういった待機児童がないんだよということをもっともっとアピールできたらいいなあというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（大島一郎君）**

6番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とすることに決しました。

なお、6日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時55分 散会